

秋田県埋蔵文化財センター

# 研究紀要

Bulletin of the Akita Prefecture  
Cultural Assets Research Center

第 25 号 2011

講演録「世界を目指す J OMON」 .....岡田康博.....1

払田櫛の瓦はどこの屋根に葺かれていたのか.....高橋 学.....35

秋田県における古代火葬墓の分布と変遷 .....高橋和成.....51

県指定有形文化財「経費（片口ふたつき）1個」について  
.....櫻田 隆・栗澤光男・深沢恵里子.....61

シンボルマークは、秋田県北秋田市白板（しろざか）遺跡  
出土の「岩偶」です。  
縄文時代晚期初頭、1992年8月発見、高さ7cm。凝灰岩。

秋田県埋蔵文化財センター

# 研究紀要

Bulletin of the Akita Prefecture  
Cultural Assets Research Center

第 25 号

2011

秋田県埋蔵文化財センター  
Akita Prefecture Cultural Assets Research Center



## 序

当埋蔵文化財センターは、秋田県の埋蔵文化財の公的調査研究機関であり、主要な業務の一つとして開発事業等に伴う緊急発掘調査を実施し、調査の記録である報告書を刊行しております。こうした業務を遂行するにあたっては、担当する職員の日常的な研究が必要であり、発掘調査から報告書作成までの業務はそうした基礎の上に成り立つものと考えます。

本誌は、このような職員の研究成果や業務に有益と思われる資料を紹介し、職員及び業務の質的向上をはかる目的で設けられました。

本号では、平成20年度秋田県埋蔵文化財報告会での岡田康博氏による講演録「世界を目指す JOMON」、払田柵跡における瓦の分布・出土状況を分析し、瓦葺き建物の位置を特定した「払田柵の瓦はどこの屋根に葺かれていたのか」、秋田県内の古代火葬墓について基礎的データを集束し、新たな分析の方向性を検討した「秋田県における古代火葬墓の分布と変遷」、県指定有形文化財の経甕と片口浅鉢について、その出土状況を示す発見報告を紹介した「県指定有形文化財「経甕（片口ふたつき）1個」について」を掲載しております。

御一読の上、当埋蔵文化財センターの業務と担当職員の研究活動に、なお一層の御指導と御鞭撻をいただけますようお願いいたします。

平成23年3月

秋田県埋蔵文化財センター

所長 櫻田 隆

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要 第25号

目 次

序

講演録「世界を目指す JOMON」 .....岡田康博.....1

払田柵の瓦はどこの屋根に葺かれていたのか .....高橋 学.....35

秋田県における古代火葬墓の分布と変遷 .....高橋和成.....51

県指定有形文化財「経甕（片口ふたつき）1個」について

.....櫻田 隆・栗澤光男・深沢恵里子.....61

## 演題「世界を目指す JOMON」

岡田康博\*

### はじめに

皆さん、こんにちは。青森県教育委員会に勤めております岡田と申します。今日のお話ですが、一つは世界遺産に関する話です。私も世界遺産に関わる仕事をするまで、あまり良くわからなかったことがあります、色々調べていきますと、なるほどと思うところもありますし、世界遺産の考え方そのものが本当にこれで良いのだろうかと、仕組みそのものにも若干の疑問を持ちながら携わっているというのが、率直な気持ちです。それから後半では、せっかくの機会ですので三内丸山遺跡の最新の情報を話して欲しいとのことですので、それについての写真等を用意しております。資料の方は予め用意しておりますが、同じ内容のものが画面でも出て参りますので、お時間のあるときに目を通して頂ければと思います。

そもそも世界遺産というのは何なのだろうか。テレビでも毎週やってますので、目に触れる機会が多いのですが、この世界遺産の仕組みというのはどういった経緯で出来上がってき、何を目的としてきているのか。そして、今私達がを目指している縄文遺跡は世界遺産になるのだろうか、といったことも考えてみたいと思います。

昨年でされども、平泉が世界遺産登録の可否を決定する世界遺産委員会において、登録延期という決定がされました。多くの関係者の方から、「平泉でさえも難しいのに縄文は本当に大丈夫か」といった心配を色々と頂きました。私は非常に不思議に思ったのですが、平泉が大変価値のある文化遺産であるということは多くの方が知っているわけです。縄文遺跡もそれに引けをとらない。平泉も価値がありますし、縄文遺跡にも同じように価値があると思っているので、比較してなるならないといったことを簡単に言われてしまうと若干がっかりするところがあります。ある大学の先生からも同じようなことを聞かれましたね。「平泉でもだめなのに縄文なんてなるわけがない」とまで言われたことがありますけれども、本当にそうでしょうか。縄文のことをしっかりと知っていればそのような発言はないとは思います。やはり世界遺産について良く知っている人は、関係者と言われる人にも少ないということを改めて感じました。

世界遺産は世界遺産条約に基づいて作られる世界遺産一覧表に載ることが、いわゆる世界遺産になるということです。正式な名前は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」です。成立したのが1972年のことですから、実は大分のことなんですね。ところが日本がこの世界遺産条約を結んだのが1992年、条約が成立してから20年経過してようやく結んだということになります。なぜ20年もかかったのかということになるわけですね。少なくとも先進国を自認している日本でありますから、こういうことに関しては先駆的に、意欲的に取り組んでいるはずなのですが、なぜ20年もかかったのかということを最初に疑問に思いました。色々調べていくと、最初はこの世界遺産条約というものが日

\*青森県教育文化財保護課文化財保護課長

本にとってあまり魅力あるものではなかったということが言えるかと思うんですね。世界遺産は人類の貴重な文化遺産を保護・保存するというのが目的なのですが、日本の場合には文化財保護法という法律があって、世界遺産の仕組みに頼らなくても自国の法律で文化財を適切に保護することができた、ということがあります。

ところが20年もたちますと、状況は大きく変わってきました。一つはこの世界遺産条約が、文化財を保護するという本来の目的の他に、様々な影響や効果を発揮し始めたということが言えるかと思います。その一つはやはり観光の問題だと思いますね。旅行する際にその場所が世界遺産であるかどうかということが、行く先を選ぶ際の一つの基準になっていると言われています。人がたくさんそこに出かけていくことによって、その資産を持っている地域なり国なりがそれなりの恩恵を受けるようになってきた。当初予想していなかったと思わぬ好影響を発揮し始めたということがあると思います。もう一つは、日本が経済大国になって、諸外国との付き合いのなかで一時非常に厳しい日本叩きがあつたわけです。その際に日本としては、自分たちの国歴史や文化の成り立ちをきちんと主張し説明していく、そんな必要性が生じてきたんだと思います。そこで世界遺産の仕組みというものが非常に魅力的に見えた、といったところがあったと思うんですね。

こうして日本は、1992年に125番目の国としてようやく締結したことになります。現在ユネスコでは190を越える国が加盟していますが、世界遺産条約に関しては現在185か国が結んでいます。ただし、当初は想定していなかった色々な課題も今では出てきています。それではスライドを使いながら話の方を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 世界遺産とは

「世界を目指す」OMON」ということで、一応縄文だけ横文字を使わせて頂きました（1）。まず世界遺産は、世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに登録されたものである。そして次が一つのポイントになります。顕著な普遍的な価値を持っていなければいけないということです。文化遺産、それは遺跡であったり建物であったりするわけですけれども、世界遺産の場合は資産という言葉を使っています。世界遺産は大きく分けて3種類あります。

まずは文化遺産。縄文遺跡群はまさしくこの文化遺産を目指しているわけですけれども、万里の長城ですか、ギザのピラミッド群、あるいはパルテノン神殿といったものが、よく知られていますね（2）。これらを見ますと人類の傑作であるということが言えるんだと思います。それから古いとか、大きいとか、あるいは原形を留めていなければいけない、ということも条件にあるかもしれません。ただし万里の長城なんてものは今だもって復元されているわけですから、そういったものが世界遺産として良いのか、疑問が無いわけではありませんが。

それから、自然遺産。これは秋田県、青森県両県にまたがります白神山地はすでにご承知かと思いますし、屋久島、グランドキャニオンといったところも知られているわけです（3）。

それからもう一つ、複合遺産というものがあります。文化遺産と自然遺産と両方の価値を持っているもの、これを複合遺産と言っているわけです。そもそも世界遺産の考え方として、この複合遺産が最も世界遺産の理念に近いものだと言われているんですね。世界遺産というものは成立の段階で、アメリカが目指していた国立自然公園の保護に関する考え方と、ユネスコを中心として検討されていた

文化遺産の保護と、結果的には両方合わさるような形でできたと言われています。そういった経緯からしても、この複合遺産が最も世界遺産の理念に近いものだと言われています。カッパドキアや最近よくテレビにも出てきますマチュピチュなどが知られているわけです（4）。

世界遺産がどれくらいあるのかと言いますと、昨年の段階でトータルで878あります。どうでしょうか、多いと思われるのか少ないと思われるのか。人類の傑作という観点から言えばもっと多くても良いのではないかという気がしますし、それこそ800もあるのかといった感想があるのかもしれません。内容を見ていきますと文化遺産が679、自然遺産が174、複合遺産が25と、これを見ていきますと世界遺産と言っている割りには、非常に文化遺産に偏っているということが一つ言えるかと思うんですね。本来の世界遺産の理念からいうと複合遺産が最も理念に近いものであるはずですが、実際のところは25しかない。世界遺産の一つの課題としては、内容に大きな偏りがあるということが言えるかと思います。自然遺産も174からなかなか増えていないんですけども、自然をきちんと管理して次の世代に継承していくのは、技術的にもかなり難しいということが背景にはあるようです。会場にいらしている方には、色々な世界遺産を現地に行かれてご覧になった、あるいはテレビなどで見たという方もいらっしゃると思います。どうでしょうか、自分で世界遺産をずっと数えてみて頂ければ良いかと思うんですけども、私はこの878の中で、実際に現地に行ったところは30は無いですね。それから知っているものを挙げていっても、とても100はありません。世界遺産と言う割りには、実は知らないものが大半であるということなんですね。それから現地に行くことが容易ではない、それどころか事実上行けないというものが、の中には相当数あると言われています。人類共通の財産だとは言いながらも、見ることができない、立ち入ることができないものがある。ということになりますと、世界遺産というものを考えるとき、公開という観点、あるいは活用という観点、これはどこまで踏み込んで考えれば良いのかということも一つ思い浮かびます。現在国内では文化遺産が11、自然遺産が3あります（5）。

#### 世界遺産の登録条件

世界遺産は顕著な普遍的価値をもっていかなければいけないわけですが、顕著な普遍的価値、なかなか難しい言葉です。分かりやすく考えると世界のどこにおいても通用する価値といったことだと思います。それでもなかなかピンと来るものではないですね。世界遺産条約の中では、「国家間の境界を超越し」と書いてありますね。要するに国家レベルの価値ではなく、「人類全体にとって現代および将来世代に共通した重要性を持つような傑出した文化的な意義および／又は自然的な価値」とあります。非常に難解であります。この顕著な普遍的価値というものは、世界遺産に取り組む際に事ある度に出てくる話です。英語では、「outstanding universal value」といって、最近ではOUVといった略語が新聞等で出てきます。この顕著な普遍的価値という言葉を、頭の隅に留めておいて頂ければと思います。

この顕著な普遍的価値というものは、なかなかその内容がピンと来ません。そこで世界遺産を進める際には、登録基準というものがあって、この中のどれかがその資産に該当すれば世界遺産としての顕著な普遍的価値がある、というように認められるわけです（6）。トータルでは1番から10番まであるのですが、後半の7・8・9・10は自然遺産に関わることですので、今回の文化遺産に関しては

ここに1番から6番までを示しています。ですから、我々が世界遺産登録を目指している縄文遺跡群に「顕著な普遍的価値」があるだろうか、といったときに、この1番から6番までのどこかに該当することを、きちんと証明しなければいけないことになるわけですね。これが一番難しい作業になるかと思います。平泉が苦戦したもの、まさにこの部分だと思います。色々調べてみると、遺跡と言われるものは3番に該当している場合が多いようです。さらに場合によっては4番ですね。今回提案している4道県の縄文遺跡群に関して、文化庁の評価としては3番・4番の2点に顕著な普遍的な価値をもつ可能性があるとされています。

どうすれば世界遺産になるのか、いくつかの段階があります。この上の2段が、実はもう既に終えたところになります（7）。まず平成18・19年度に関して言えば、文化庁が世界遺産を目指すところは手を挙げなさいと、いわゆる公募するということを突然言ったわけですね。それで、世界遺産を目指すところがそれぞれ提案書という形で提出しました。それに基づいて文化庁は世界遺産の特別委員会を設置して、各専門の先生方が審議されて評価をしたわけです。その結果、暫定一覧表に記載されたわけです。世界遺産を目指す際には、このような国内的な手続きは当然あるわけですけれども、世界的に見ますとまずは暫定一覧表というものに載らないと始まらないわけなんですね。暫定一覧表というものは、その国がもっている候補、正式なリストのことです。これに載らないと世界遺産を目指すことは実事上できないわけです。ですからまず、暫定一覧表に記載されるのが段階の一つであるわけですね。この暫定一覧表に載ることによって、初めて具体的に準備することになります。

東北・北海道に関して言えば、今4道県が進めている縄文遺跡群の他に、宮城県の松島、あるいは山形県の最上川、北海道道東の堅穴、これは昔の建物等が埋没した状況で大きな窪地になっているんですが、こういったものも文化庁に提案されました。しかし結果的にそれらは一覧表に記載されない、簡単に言えば落選したということになります。縄文遺跡群に関しては大きな閑門を突破することができた、国内予選を勝ち抜いたといったことが言えるかと思います。

この暫定一覧表に載ると、正式に準備のための作業が始まります。その中で条件が整ったところで、ユネスコの世界遺産センターに推薦書が送られるわけですね。そして推薦書が受理されると、ユネスコではその資産が世界遺産にふさわしいのか判断ができませんから、国際記念物遺跡会議、略してICOMOSと言いますが、そこに実際の現地調査をお願いするんですね。この国際記念物遺跡会議から現地に人がやって来て、調査して帰るということになります。そしてこの国際記念物遺跡会議において、推薦書と現地調査の結果に基づいて会議が行なわれ、これは非公開でどんな人が審査に加わるのか全く公表されていませんが、世界遺産にふさわしいかどうか、ユネスコに対して勧告という形で示します。それは概ね4つの段階の評価があります。1番良いのは登録ですね。1番下は登録しない、不記載ということになります。平泉に関しては下から2番目の登録延期といったことになつたわけです。最終的には世界遺産委員会が開かれて、そこで正式に世界遺産としてふさわしいかどうかという結論が出されます。平泉の前の年に島根県の石見銀山が、やはりICOMOSの評価では登録延期の勧告にあったわけですけれども、日本政府の色々な努力が実って、本番の世界遺産委員会では逆転で登録ということになったわけです。平泉についても日本が色々努力すれば、実際の最終的な決定をする世界遺産委員会で逆転の登録があるかもしれませんと期待したわけですけれども、残念ながらそうはならなかつたということになります。

世界遺産委員会は年1回、大体7月くらいに開かれ、この会議で最終的に決定されます。世界遺産条約に加盟しているのは全部で185か国あるわけですけれども、その中から21か国が委員国となっていて、この21か国が会議を開いて決めるということになります。委員国になっていないと、実際の世界遺産委員会では正式な発言権が無いと言われています。縄文遺跡群もこのような過程を経て最終的には世界遺産委員会で結論が出されるのですから、その際に日本が委員国になっている方が望ましいとは思います。こういった流れで世界遺産の登録は進められています。これ以外にも、それぞれの資産においてしなければいけない細かいことはあるんですけども、今回は触れません。日本は1992年に世界遺産条約を結び、翌年の1993年からずっと今まで世界遺産は増えてきました。これまで日本がユネスコに対して推薦書を出していたところは全て世界遺産になっていたわけですが、平泉でそれができなかったということになるわけですね。

今現在、北海道・秋田県・岩手県・青森県の4道県にある主な縄文遺跡群で世界遺産を目指そうということで、平成19年度から一緒にやってきています。そもそも平成18年に文化庁から世界遺産を目指すところは手を挙げなさいと言われたときに、秋田県はストーンサークルで手を挙げています。青森県は県内の縄文遺跡群で手を挙げていました。募集したわけですから、目指そうというところは当然手を挙げていきます。平成19年度は全部で24件の提案がありました。その提案には秋田県も青森県も含まれるのですが、審査の結果そのうち4件だけが暫定一覧表に載ることになり、秋田県も青森県も共に継続審議といった扱いになりました。「縄文遺跡群に関しては範囲を拡大して考えたらどうか、縄文文化というのはそれこそ北海道から沖縄まで広がっているわけですから、地域をもう一度見直して、また縄文遺跡というのはたくさん種類の内容をもっていますので、その内容を少し考えなさい」ということで、文化庁から課題が示されたわけです。それに対して4道県は昔から、それこそ縄文時代以降で良いと思いますけれども、日頃から色々な活動と一緒にやってきてますので、これは知事サミットが開かれることも背景として当然ありますけれども、4道県でやろうということで現在の提案書を出したことになります。そして審査を受けて、昨年の9月に暫定一覧表への記載が決定しました。これは日本政府として出すことになりますので、省庁連絡会議を経てユネスコの方に送られました。

今年の1月に、元々「北海道・北東北の縄文遺跡群」だったのですけれども、これが「北海道・北東北を中心とする縄文遺跡群」に名前が変わって、実際に記載されています。インターネット等をやられている方は、ユネスコのホームページを見ていただければ、もちろん英文とフランス語ですけれども、「Tentative List」というところをクリックして頂くと、この暫定一覧表が出てきます。その「Japan」というところをクリックして頂きますと、どういった種類、どういった内容のといったことが出てきますので、時間のある方は一度見て頂ければと思います。こういった形で、1月5日にユネスコのホームページに正式に記載されたということになるわけですね。

#### 現在の世界遺産候補

日本は現在どれくらい暫定一覧表に記載する物件をもっているのかというと、11あるんですね(8)。この中で8番目に国立西洋美術館本館というのがありますけれども、これはフランスとの共同提案という形になっていて、日本枠ではないとも言えます。ですから11ありますが、この8番は日本の枠と

しては考えないということですから、残り10ということになります。それから平泉の文化遺産、これについては一度推薦しています。そして登録延期となりましたので、再度、来年ですか推薦書を出すことになります。この3番の平泉の文化遺産も事実上リストに無いものと考えて良いということになりますと、残り9です。

それから古都鎌倉あるいは彦根城といったものは、1992年に暫定一覧表に記載されたものです。要するにユネスコの世界遺産条約を結んだ際に日本は暫定一覧表を作ったのですけれども、そのときに載ったものはあらかじめ世界遺産になっているわけです。この2つについては未だもってなっていない。大変時間がかかっているわけです。時間がかかっているとはどういうことか。それぞれ課題があるから当然ながら時間がかかるんだと思いますが、例えば2番目の彦根城に関してはこれはもう既に姫路城が世界遺産になっています。世界遺産の場合、その国の中で既に世界遺産になっているのと同じものは、世界遺産にならない、といったことが言われています。姫路城がお城として評価されているのであれば、それと同じような考え方で彦根城を世界遺産に進めることはできない、といったことがあります。それから古都鎌倉に関しても、寺院、神社等は、もう既に京都、奈良が世界遺産になっているので、その違いをはっきりしない限りは世界遺産の推薦はできないだろうと思います。これは、私が勝手に思っているということでもあります。ですからこの2つに関しても、今まで大変時間がかかってきているので、急速に何か状況が変わらない限り、推薦書まで持ち込むというのはなかなか難しいのではないかという気がいたします。ということになりますと、9のうちからさらに2つ引いて、残り7となります。

それから4番以降は、2007年、自治体からの提案を基にして暫定リストに載ったものになります。今回の縄文遺跡と同時にリストに載ったものがあるんですけども、富士山もなかなか課題が多いということも聞いています。ということになりますと、この暫定リストの中で前に進めていけるのはそんなにたくさんあるわけではないとも言えるんですね。世界遺産の場合にはその国において、1年に一つの物件しか推薦することはできません。それを考えていったとしても、残りはこの中で、具体的に前に進めていけるのはたくさんはないと思います。1年に一つずつやっていったとしても、10年以内にはやがてこの縄文遺跡群にも間違いなく順番は回って来るわけですね。そのときまでにきちんと準備を整えていなければいけない。文化庁の場合、多分順番をつけては言わないと思うんですよね。それこそ関係しているところがきちんと準備をしていれば、そういうところは自ずと早く進められることに多分なるんだと思います。この11ある暫定リストの中でどこが先にいくか、水面下で色々な競争があるということなんですね。

### 縄文遺跡の価値

今回は縄文遺跡群を資産としているわけですが、全国には縄文時代に限らず遺跡がどれくらいあるのか。文化庁が一昨年示した数によりますと、46万か所あるんだそうです。これはもう、旧石器時代・縄文時代・弥生時代もあれば、それこそ中世・近世までを含めた遺跡の数です。そのうち縄文遺跡と言われるものは、約8万か所あるんですね。これを多いというか少ないというか、色々見解が分かれるところですけれども、私はまだまだ少ないのでないかと思います。縄文遺跡の一つの大きな特徴ですけれども、遺跡そのものは地面の下に埋まっているわけですから、普通はその存在がなかなか分

かり辛い。あるいは存在が分かっていたとしても、その内容となりますと、地表を見ただけではなかなか分からぬ。実際のところ、きちんと調査をしなければその内容は把握できないこともあって、まだまだ我々が知らない、実態がよく分からぬ遺跡が相当あるんだと思いますが、今分かっているだけで8万か所あるんだそうです。そのうちの6割が、東北と北海道に所在しています。北海道と北東北に限っても、2万か所の縄文遺跡があります。これは日本列島の中でも縄文遺跡が非常に数多く分布する地域だ、ということが言えるんですね。数が多いということは、一つはこの地域が縄文時代においては非常に発展・発達した地域、あるいは活発に活動した地域、そういったことが言えるんだと思います。

今回世界遺産を考える際には、基本的なところを整理しなければいけないんですね。まず大きな柱を立てなければいけない。そもそも縄文文化とは一体何ぞや、ということを考えなければいけない。ただ、これをやるのは実は大変な作業です。今回、縄文遺跡を世界遺産の候補としたときに、幸いにも北海道・北東北においては、昔から縄文文化の研究が非常に盛んであって、それこそ諸先輩の研究がベースになっていて、それを基礎として色々考えることができるという、非常に恵まれた環境にあつたことは事実だと思います。さらには、最近においても重要な遺跡の発見が続いています。そんなことを含めて整理をしていきますと、縄文文化とは人類の歴史において非常に発達した、成熟したと言つても良いですが、定住的な採集・狩猟・漁労の文化である、ということが言えると思います。これは考古学的な成果、あるいは民族学的な面からも、多くの方に異論がないところだと思います。重要なキーワードとしては、定住的ということが一つあるんですね。ざっくりとした話をすれば、ヨーロッパですと定住というのは農耕と牧畜、これがセットなんですね。日本の場合は本格的な農耕や牧畜がなくても非常に定住的な生活をしているということで、同じ時代の文化を比較しても、日本の縄文というものは際立った大きな特徴を持っているということが言えるかと思います。ただ定住といつても、今度は定住の中身そのものをもっと詰めていかなければいけないと私は思いますが、大きなところでは定住的なということが一つのキーワードになるんだと思います。それから、採集・狩猟・漁労の文化であって、農耕文化ではない、ということが一つ言えるかと思います。日本の基層文化という言い方もしますが、基層文化と言うと色々抵抗がある方もいらっしゃるかと思います。簡単に言うと、今の私達の生活あるいは文化の中で、有形無形のものがありますけれども、そういったものを通じていくと、縄文時代にその成立があったと思われるものが相当あるんですね。現代日本人の価値観ですか、あるいは使っている様々な道具の類ですか、そういったものは縄文時代に形成されたということが言えるのではないかという気がいたします。ですから古い時代のものと現代のものは、様々な形を多少変えながら、基本的なところではずっと繋がっているんだ、ということが言えるかと思うんです。日本の場合には縄文時代以降、日本列島の中で形質的な人種の交代といった大きな出来事はなかったと言われているわけですから、1本の線で繋げる、そういった地域は多分あまり無いのかな、という気がいたします。こういった大きな柱を一つは考えるということになります。

文化庁が暫定一覧表に記載する際に、審議会、世界遺産特別委員会というものを聞いて審査したのですけれども、ここに挙げた2つが縄文遺跡群を評価した内容です(9)。まず、縄文遺跡というものは、日本の歴史の大半を占めるものだ。私は縄文時代をちゃんと日本の歴史の中に位置付けたことについては、非常に評価すべきだと思います。縄文研究をしている人だと、縄文遺跡の近くに住ん

でいる人には、縄文というのは日本列島の歴史に入っていると思っていますけれども、私は全国的に見ていきますと縄文に対する評価というのは、まだ十分ではないという感じがします。私は東京にいたとき、ある会議の席上で非常に有名な先生が、考古学の先生ではなかったですけれども、「縄文時代はね、お猿の時代なんだよ」という言い方をしたんですね。それは本心ではなかったかもしれないんですけども、そういった発言が縄文時代に対して出てくることに非常に驚きましたね。古いということが、そういったイメージで捉えられているのかと大変驚きました。ここで日本の歴史の大半を占めると言ったわけですから、私には非常に大きな驚きもありました。それから、自然と人間との共生を示す時代として高い考古学的価値をもつ、これがまず第一点です。それから完新世の、これは地質用語で今から1万2・3千年以降の話ですけれども、温暖湿潤な気候に基づく自然環境の中で、世界の他の地域の新石器文化に見られる農耕・牧畜とは異なり、長期に継続した狩猟・漁労・採集の生活の実態を表す日本列島独特の考古学的遺跡群である。この2つをもって、縄文遺跡群の評価としたわけですね。細かく見ていきますと必ずしも異論が無いわけではないんですが、この2点を概ね受け止めて良いのではないかと思います。こういったことをもって、普遍的な価値をもっている可能性がある、としたわけです。

#### 北海道・北東北は縄文遺跡の宝庫

次に、なぜ4道県なのか。これは、仲が良いとか、知事サミットが行なわれているとか、それも背景としてあるんですが、そもそもこの地域の縄文文化あるいは縄文遺跡のそれぞれが関係をもつていかなければいけません。それはどうなのかということを少し考えてみたいと思います。細かい話をしてから大きな話にいきたいと思いますけれども、まず遺跡が多いということは先ほど話しました。これはこの地域の縄文文化あるいは縄文人の活動の活発、成熟した文化の形成を示すと言っても良いと思います。

次に、良好な状態で保存されていて、整備・公開されている遺跡が多い、ということが言えると思うんですね。全国には8万か所の縄文遺跡がありますが、その中でも重要なものに関しては史跡として文化財保護法で指定し、きちんとした保護措置をとります。史跡の中でも特に重要なものは特別史跡として指定されるわけですが、この4道県では現在34の特別史跡と史跡をもっています。日本に縄文時代の史跡がどれくらいあるかというと、大体150は無いだろう。正確な数はなんとも言えないところですが、かなりの部分がこの地域に集中し、そしてそれらはきちんと整備され、公開されています。ただ地面に埋もれているばかりではなく、今の私達が現地を訪ねてその遺跡の魅力や価値に触れることができる。そういう状態にある史跡が多いということが言えると思います。

少し考古学的な成果に踏み込んでみると、日本列島の中でも定住化が非常に早い段階から進んだ地域である。最近では九州の方でもこういった傾向が出てきますから、これに関してはさらに検討が必要かと思いますけれども、日本列島の中でも早い段階から定住化が見られる。それから円筒土器文化、後で一部紹介しますけれども、独特な形態をもった土器文化が成立・発展しました。あるいは亀ヶ岡文化、これは非常に美しい土器あるいは遮光器土偶といった縄文文化を代表するようなものが生まれました。今回ユネスコの暫定リストの中に円筒土器文化とか亀ヶ岡文化なんてものが用語として出てくるんですね。これは我々としても非常に大きな成果だと思います。他の地域にも大きな影響を

与えた縄文化を代表する文化の中心地域である、ということが言えるかと思うんですね。

それから、この地域は自然が今もって豊かであり、その中には縄文時代を思わせるような植生、植物の環境ですか、あるいは地形といったものが、遺跡と一緒に保全されています。

縄文時代というのは1万年間という時間の長さをもっているわけですけれど、その古い方から新しいところまで、縄文文化の変遷を、この地域できちんと辿ることができるんですね。あるものは北海道で、あるものは関東で、そして縄文の後半は九州で、そんなことをしなくても、4道県というまとまりの中で、1万年間の変遷をきちんと語ることができる。

縄文遺跡というのは色々な種類があるわけですけれども、集落跡、貝塚、あるいは環状列石、ストーンサークルですね、そういった縄文文化を代表する多彩な遺跡がある。例えば黒曜石や翡翠の原産地といったものは史跡として無いのですけれども、縄文文化を代表する大方のものはこの地域にある。それから、縄文文化の一つの大きな特徴だと思いますけれども、広域な交流、物流がありました。一つの閉鎖的な空間の中で生まれてきて発展した文化ではない、といったことを示すことになります。さらに精神性、芸術性の豊かさを示す優品が数多く出ているわけですね。最後に縄文文化の意識に関して、地域や市民の興味・関心が非常に高い、といったことも言えるかと思います。

この表は、今世界遺産を目指している4道県で候補として考えている15遺跡を、地域と時代で並べてみたものです（10）。縄文時代は1万年間あります。非常に時間が長いこともあって、草創期から晩期まで6つに時期区分して考えています。これを見てみますと古い方から新しいところまで、遺跡は一通り揃っていることになります。地図に落とすとこんな感じになります（11）。青森県が多過ぎるんじゃないかといったご意見もあると思いますが、基本的に提案方式ですから、青森県内においても「世界遺産を目指しますか」と言うと「目指したい」と言うところがあるわけです。今回の考え方ではそういったものを排除するわけではない。目指したいところが実際にあるので、数が多くなっている面もあるかと思います。4道県といつても、北海道に関しては道南地域が中心です。札幌より南の地域。それから、秋田県と岩手県に関しても県北地域ですね。秋田県では米代川流域を中心とした地域、岩手県ですと馬淵川の中流域以北です。現在この15遺跡で世界遺産を目指しています。ちなみに二重丸印は特別史跡です。丸印は史跡です。三角印は現在史跡を目指して頑張っている所です。この15遺跡を見ても、「え、こんなのどこにあるの」という感じが多分あるかと思います。要するに知られていないのです。

では順にこの15遺跡を紹介します。これは縄文時代の草創期、一番古い時代ですけれども、現在史跡を目指して調査をしている、青森県津軽半島にあります外ヶ浜町の大平山元1遺跡というところです（12）。ここでは現在日本最古の縄文土器が見つかっています（13）。小さな土器の欠片すれども、これを年代測定すると1万3千年より古い、縄文時代の始まりの時期に極めて近いものだと言われているものです。別にこの遺跡だけで土器が生まれたのではないとは思いますが、きちんと年代測定され、確認されているものとしては、これが一番古いものだということが言えると思います。縄文時代の始まりや縄文文化を定義するには色々な要素があるかと思いますけれど、今まで考古学の世界で言われてきたのは、やはり土器の出現をもって縄文時代の始まりとするというのが一つの考え方です。最近色々な考え方が出てきているとは言いましても、やはり土器を持つということは、人類の歴史の上で非常に大きな画期であったわけです。この土器を見ていきますと、まず文様が無いというこ

とが分かります。それから赤く火を受けた跡や、黒い煮炊きの痕跡が残っているものが見えます。ですから、土器は何のために生まれてきたのかと言えば、煮炊きのために生まれてきたのだということを、この小さな欠片が如実に物語っているのだと思います。そういった縄文の始まりを示す、重要な遺跡がこの4道県の中にあるのですね。

これは青森県八戸市にある長七谷地貝塚です(14)。貝塚は全国にたくさんありますが、主に貝塚が出てくるのは縄文時代早期です。長七谷地貝塚は本来無くなる予定だったのですが、早期中頃の非常に古い段階の貝塚であるということで、方針を変えて保存することになりました。白く見えてるのが貝塚で、現地に行くことはできますけれども、現在は盛土されてただの野原になっています。調査するとこんな感じで貝層が確認される、ということになります(15)。

それから青森県つがる市の田小屋野貝塚です(16)。貝塚は太平洋側が圧倒的に多いんですね。日本海側になると非常に少ない。その中で、日本海側にある数少ない貝塚の一つになります。亀ヶ岡遺跡という有名な遺跡があるんですけども、そこから谷を一つ挟んで北側にあります。亀ヶ岡遺跡を史跡に指定する際に、この田小屋野貝塚も指定されました。だいぶ古い指定なものですから、基本的に貝塚は史跡になっていた時代もあるかと思います。最近の調査で少しづつ内容が明らかになっていて、この遺跡ではベンケイガイで腕輪を作っていたことが分かっています(17)。この貝の腕輪ですけれども、完成品がほとんど無いんですね。途中で止めてしまったものあるいは失敗作、そんなものが出てくるので、ここのムラではこういったプレスレットを作って、他のムラへ供給した、ということが言われているんですね。それから三内丸山遺跡(18)、これに関しては後ほどお話しします。

青森県七戸町の二ツ森貝塚、これは東北地方を代表する非常に大規模な貝塚であります(19)。最近の調査で色々なものが発見されていますが、これは埋葬犬です(20)。縄文時代になって犬を飼い始めるのですが、縄文時代では犬が死ぬとお墓を作っちゃんと埋葬している。人間と一緒に埋葬した例もありますけれども、人間と犬との関わりを知る上でも非常に重要な資料だと思います。余談ですけれども、弥生時代になりますと犬は食料として利用されますが、縄文時代には明確に解体され食料として利用された例は無いと言われていますので、犬の関わり方も変わってきているのだと思います。この事例は大体生後半年くらいの小型犬、おそらくメス犬だと言われています。

これは青森市の小牧野遺跡(21)。大規模な環状列石であります。

八戸市にあります是川遺跡(22)。縄文時代晩期の遺跡で、非常に美しく、高い技術で作られた漆製品がたくさん見つかる遺跡で、漆技術の発展を知る上では欠かすことができないと言われています(23)。

名前を聞いたことはあるかと思いますが、亀ヶ岡遺跡(24)。通称しやこちゃんと言われていますけれども、こういった遮光器土偶が出ている遺跡として有名です(25)。ただし、必ずしも遺跡の中身が良く知られているわけではありません。

北海道の伊達市にある北黄金貝塚(26)。これは縄文時代前期・中期の非常に大規模な貝塚ですけれども、ここは特に水場遺構、小さな川のそばで色々なまつりや儀式を行っています。それが非常に良好な状態で残っているわけですね(27)。

現在合併して洞爺湖町となっている、サミットが行なわれた所ですが、その入江・高砂貝塚(28)。これは入江貝塚と高砂貝塚という2つの貝塚が一緒になって指定されています。真ん中にコブのよう

見えますが、これは土屋根の住居を復元したものです。やはり、道南地域を代表する大規模な貝塚です（29）。

北海道森町の鷺ノ木遺跡、これは大規模なストーンサークルです。見ていただくと、実はこの白いものは高速道路なんです（30）。高速道路を作るとき事前に発掘調査をしたら、この道路の中に環状列石がすっぽりとはまるような形で見つかったんですね（31）。非常に貴重なものが、工事は間近に迫っていました。そこで地元の方達が非常に努力されて、高速道路が設計変更となり、ストーンサークルの下をトンネルが通るようになって、遺跡が残されたのです。このストーンサークルは残っている状態が非常に良い。ストーンサークルの上には江戸時代に噴火した火山灰が1m以上厚く堆積していますから、江戸時代以降はほとんど人の手が加わっていない。縄文時代に極めて近い状態で保存されているストーンサークルという感じです。それから隣に大きな集団墓地があり、これも一つの大きな特徴となっています。

今は合併していますが、函館市にある大船遺跡（32）。これは海の近くにある大規模な集落跡です。人がここに立っていますけれども、深さが2m50cmを越える非常に深い堅穴建物が見つかっている遺跡なんですね（33）。なぜこんなに深い堅穴なのかというのまだ良く分かっていません。寒いからだという説がありますけれど、ほぼ同時代のそれほど深くない堅穴が近くで見つかっていますから、寒いということだけでは説明できないのかなと思います。

岩手県の一戸町にある御所野遺跡（34）。馬瀬川沿いにある非常に大規模な遺跡です。ここは屋根の上に土をのせた土屋根住居が、発掘調査によってきちんと把握された遺跡あります（35）。現在遺跡公園として公開されていますが、人工物がほとんど無く、周りを見渡すと縄文時代と重なるような森が広がっています。一番縄文的な景観をもつている遺跡と言えるかもしれません。

秋田県の鹿角市にある大湯環状列石（36・37）と北秋田市にある伊勢堂岱遺跡（38）。これはもう、地元の皆さんよくご存知かと思いますので説明を省きます。

ざっと15遺跡を見ていきましたが、知られている遺跡もあれば、そうでない遺跡もある。公開されている遺跡もあれば、全く保存されたままの状態で、容易に見学できないような状況の遺跡もある。ですから、ばらつきがあるわけですよね。遺跡の価値そのものとは別に、置かれている現状に関しては非常に幅がある、ということが言えます。世界遺産を目指す際には、どこまでやれば良いのか。例えば復元する、公開する、あるいは活用する、といったことは当然求められると思いますけれども、どこまでやるのか。露出で公開すれば、それはどんどん劣化していくわけですね。では埋めれば良いのか。それでは、価値は伝わりません。色々な議論があるわけですけれども、どこまで、どういった方法で保護と活用を両立させていけば良いのかというのは、当然ながら大きな課題になると思います。

この暫定一覧表に記載されるに当たって、文化庁が示した内容を、課題を含めてですけれども紹介します（39）。まず着実に準備作業を進めること、と言っています。それから、提案資産の適否についての精査ですけれども、現在我々は15遺跡で提案しています。文化庁はその提案そのものは良しとして暫定一覧表に記載したわけですが、個々の遺跡についてはその候補に過ぎません。ですからこれから議論をしていく中で、数が減ることもあるかもしれない。我々としては15遺跡で頑張っていきたいと思いますが、先ほど言いましたように置かれている現状には非常に幅がありますから、今後文化庁の指導を受けながら色々議論していくことになるかと思います。それから3番目の、他の地域の遺

跡群を資産に含めることの検討ですが、今まで4道県でやってきたわけすけれども、文化庁としては「もっと他の地域でも縄文文化を代表する遺跡があるでしょう、それを入れるともっと内容の濃い、厚みを増す提案となるのではないか」といったことを示しているのだと思います。要するにもっと地域を広げて、必要なものは入れなさいということになるかと思いますね。ただし、暫定リストに載せられている名称は「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」ですから、広げると言ってもやっぱり限りがあるんですね。「北海道・北東北を中心とした」という名前のついた提案の中に加わろうとすれば、その地域の人達の了解を得ないと簡単に加わることはできない。広げるとは言っても、この名称のままですとやはり限られた地域のものにならざるを得ないと私は思っています。では名称を変えたらどうか、という話もあるかとは思いますが、それには簡単に応じられない。そもそもコンセプトを作っていく段階で、やっぱり4道県の縄文遺跡群が非常に価値がある、ということを主張しているわけですから、そのコンセプトを変えてまで他の地域を受け入れるというのは、正直どうかという気がいたします。それから、縄文遺跡の価値について国際的合意形成をするように、とあります。縄文といっても世界的にその知名度は十分ではありません。ですから、この4道県にある縄文遺跡の価値あるいは魅力について、きちんと海外に向けて発信していかなければいけない、ということですね。平泉が苦戦した一つの理由として、この国際的な合意形成というものが非常に遅れた、あるいは数が少なかったという反省が、マスコミ報道に見られます。この国際的合意形成などは、急にできるわけではないですから、時間をかけて少しずつ戦略をもってやらないと駄目なんですね。それから、十分な保護措置を講ずる。これは当然のことだと思います。

このようなことに留意してこれから具体的に準備を進めていきますが、今までお話ししてきた4道県の論理、あるいは縄文文化の考え方といったものは、あくまでも国内予選を勝ち抜くために整理してきたことだと思うんですね。これからは相手が世界ですから、それをベースにしてもう一度一つきちんと整理していかないと駄目だ、という具合になります。国内予選までは行政の中でもやれた話すけれども、これから世界を相手にするとなると、それは行政だけでとても出来るものではないので、それぞれ専門の先生方や地域の方々の応援・支援が無ければできることと思っております。そういった枠組みをしっかりと作るのが大事だと思います。

個人的にはこの4道県の遺跡群で十分ではないか、という気がするんですね。他の地域を入れても良いけれども、そんなにたくさん入るわけがない。先ほど北海道から沖縄まで縄文文化が広がっているというお話をしました。本当はこの北海道・北東北の4道県の縄文文化が、日本列島の中で最も優れたものと言いたい気持ちもあるんですが、今回はあえてそれを言いません。文化の比較は簡単にできるものではないと、私は思っています。貫して言ってきたのは、日本の縄文文化は日本の歴史を考える上で大事なものであるということです。これは文化庁も言っているわけですけれども、そういうた大事なものを考える上で、この4道県の遺跡は欠かすことができんし、非常に良い状態で残されているということを、主張してきたと思います。15遺跡の遺跡群が良い状態で残されてきて、これをきちんと理解し、知らせないと、縄文文化すなわち日本の歴史というものは分からなんだ、ということを主張してきました。

### 縄文時代とは

これから駆け足で、縄文時代のおさらいをしていきます。縄文時代というのは、始まりは1万3千年前、終わるのは2千3百年前、1万年間という非常に長い時間です。これを海外に主張するときに1万年間続きましたというと、停滞した文化だという風にも受け取られないとも限らないので、ここでの表現は非常に大事だと思っています。それからどのような環境かというと、非常に暖かくなっていく中で、いわゆる広葉樹の森が発達し、雨がたくさん降ることで山の土砂が海岸に運ばれ、それに伴って豊富な魚介類が生息できるような環境、今私達が見ることのできるような環境が縄文時代に出来上がった、ということが言えるかと思います。

よく聞かれるのは「縄文時代に生きた人々は、どんな人だったのか」「どこから来たのか」なんて、まだまだ分からぬことが多いですね。縄文時代の始まりを担う人達というのは、突然どこからかやってきたわけではなくて、その前からいた人ではないかと考えている人は多いかと思いますし、縄文時代以降も形質的な人種の交代は無かったということも、概ね了解されていることだと思います。これは全身骨格の写真で、左側が縄文人、右側が弥生人です(40)。といっても、骨を見ただけでは分かりませんね。これは国立科学博物館でやった「縄文vs弥生」の写真ですけれども(41)、縄文人は左側で、非常に彫りの深い顔立ちですね。女優さんに例えると、縄文的な顔立ちは吉永小百合さんタイプで、弥生的な顔立ちは岩下志麻さん、と言う研究者もいます。好みの問題もあるかと思いますけれども、我々にとって左手の顔というのは、多分馴染みのある顔だと思うんですね。今日の会場にもたくさんいらっしゃると思うんです。北海道・北東北では、多分標準的な顔立ちだと思います。旅行しますと、関西だと北部九州だと右の顔が多いのかな、と思います。今度旅行したら、じっくり周りの人の顔を見て頂ければと思います。ひょっとするとこの縄文人の伝統を、東北の人達は強く残しているのかもしれません。ただし、人種と文化というものは必ずしも対応するわけではない、といったことも申し添えておきます。骨を調べていきますと、現代人との違いもあるということも分かっています。一般的に、縄文人は筋肉が骨にくついている部分が非常に発達していますので、現代人に比べますと俊敏な動きができる、そういった人達ではなかったかと言われているんですね。縄文人がやたら得意なスポーツは、ボクシングとかサッカーとか言われていますね(42)。その後の弥生人が得意なスポーツは、パワー系のスポーツなんだそうです。現代人に比べると非常に素早い、筋肉質の体をしている、そういう人達のようです。

これは福島県の貝塚で出土した人骨ですけれども、X線写真で見えている黒いところは、実は空洞なんですね(43)。これは、癌が骨に転移した痕跡です。縄文人も癌にかかっていたということです。何でこんなことを言うかというと、さっきのお猿発言じゃないんですけど、原始人がアーチカウーとか言わないと思っている人が結構いるんですね。人間ギャートルズの世界と同じと思っている人がかなりいらっしゃるかと思います。しかし病気だけとっても、現代人と同じような病気をしているわけです。結核は今のところ縄文時代には確認されていませんし、性病も確認されていません。

それから、これも頭蓋骨陥没で即死をした縄文人ということで、よく使われる写真です(44)。縄文時代は平和な時代だ、弥生時代になると戦争が起きた、といったこともよく言われます。大筋では間違ってないのかもしれません、縄文人の中には、不慮の事故があるいは故意か分かりませんけれども、思わず死を遂げる場合もあった。これは鋭く尖ったもので右側頭部を一撃、磨製石斧だという

説もありますが、そういったもので命を落とした縄文人がいる。ただし、首をはねられただとか、一時に女性や子供が大量に亡くなるといった例は、確認されていないんです。弥生時代の戦乱の様子と同じような場面はなかった、ということは言えるんだと思います。

これは北海道の入江貝塚で見つかった人骨ですが、骨が非常に細いです（45）。小児麻痺にかかってた縄文人と言われていて、おそらく自力では立つことができず、寝たきりに近い状態だったと考えられています。この人は自分で食料を得ることができないはずですが、二十歳くらいまで生きていたとされています。ということは、家族あるいは地城がきちんと支え、ケアしていたということに他ならないんですね。縄文時代というと厳しい時代、強い者だけが生き残る、そんなイメージがあるかもしれません、そんなことはないと思いますね。先ほどの戦争の話、あるいはこのような福祉につながる話なんていうのも、世界遺産を考えるときに有効な情報であるかもしれません。それから、これは鞭虫という寄生虫の卵ですけれども、こんなものが最近縄文遺跡から見つかっています（46）。縄文人も腹痛に悩まされていた、なんてことも分かるわけですね。

縄文時代は素晴らしい土器が作られていました時代でもあります（47）。これは縄文時代の一番最後の時期ですけれども、複雑な文様を描き、形も複雑で、漆を塗った土器もある。土器作りに関しては、極限まで発達したと言って良いのかもしれません。漆の製品も日本列島で見つかっているものが、世界の中でも一番古いです。日本で生まれたのかということについてはまだ結論が出ていませんが、今のところ世界で一番古い漆の製品は、北海道で見つかっています。漆の製品に貝の蓋を貼り付けた、そういう技術も合わせて開発されました（48）。象嵌といつても良いのかもしれません。それからこれはある意味縄文の精神性、あるいは芸術性を示したといって良いのかもしれません、実は3体の人が描かれています（49）。四肢と5本の指を表現して石に人を描いています。なかなかこういったものは数が少ないのですけれど、見つかっています。これは疑いもなくイノシシですね（50）。こういったものも作られています。縄文文化の非常に優れた技術、あるいは豊かな精神世界といったものは、縄文遺跡の中で具体的に出土品や遺構として残されていることになります。

### 三内丸山遺跡の調査成果

これは円筒土器です（51）。このような筒形の土器が今から大体5千5百年前から4千5百年くらい前、北海道南部から東北地方北部にかけて流行しました。これは現在分かっている円筒土器が出土した遺跡なんですが、3百弱あります（52）。この円筒土器というのは、概ね縄文時代前期という古い段階のものと、中期という新しい段階のものの2つに分けて考えることができるんですが、これを見ても大体道南、それから東北北部に収まっていますね。津軽海峡を挟んで広がった文化圏ということが言えるかと思うんです。

ここからは三内丸山遺跡の最近の情報も併せて紹介していきます。三内丸山遺跡は青森県青森市にあります。今目指している世界遺産を構成する一つの遺跡であるわけですけれども、矢印の所、陸奥湾という大きな内湾の一番奥まった所にあります（53）。行ったことのある方はお解りだと思いますが、青森市の郊外、高速道路のインターチェンジのすぐそばです。これは最近の写真なんすけれど、実はここに東北新幹線が通ります（54）。来年の12月開業です。遺跡の範囲は、38ヘクタールという非常に広大な遺跡です。ちなみに、今ここに県立美術館が新しくオープンしました。それから遺跡の

入り口に縄文時遊館というビジターセンターがありますが、少しだけ宣伝をさせて頂ければ、来年度4月以降ですが、今ある時遊館の展示室を全面改修して、博物館のような展示室を作ろうということを計画しています。平成22年4月に開業することはもちろん、世界遺産を目指すに当たって、当然ながら遺跡の内容を正しく情報発信し、知ってもらうということで現在展示設計などしています。来年7月くらいにリニューアルオープンしようということで頑張っていますので、機会がありましたらまた足を運んで頂ければと思います。遺跡には年間大体33万人くらいやって来ます。

三内丸山遺跡は、それこそ秋田県内では大変良く知られていると思いますが、菅江真澄の「すみかの山」という紀行文の中に出でています（55）。「村はずれの堰の所に縄文土器が落ちている」といったことが書かれているんですが、一緒に土器の破片と土偶が描かれています。これは今見ても大体どれくらい前のものか分かるくらい、非常に精密なスケッチであります。江戸時代から知られていて、実は何度も発掘調査が行なわれているんですが、全体像はやっぱりよく分からなかつたんですね。

平成4年から青森県はここに県営野球場を作るということで、大規模な発掘調査をしました。そうすると非常に規模の大きいムラの跡が見つかった。中でも直径1mを越えるような太い巨木を使った建物跡が見つかった。そんなこともあって、青森県は遺跡を全面保存することにしたんですね。野球場は途中まで作っていたのだけれど止めて別の場所に移し、ここを遺跡公園として整備し公開するという、県にとっては非常に大きな方向転換をしたんです。これは現在の状況で、全体を整備するのですが、全て復元する予定はありません（56）。遺跡の北側の部分で一応ムラを復元していますが、あまり増やすことはしない。中央部分に関しては一切復元をしないで、むしろ休める空間、やすらぎ、憩いの空間として整備します。遺跡はこの下にさらに続くのですが、そこに関しては全く手を付けないことにしました。調査をしたい、掘りたいという気持ちはありますけれど、それはしない。やはり次の世代に伝えていくということで、保存するゾーンを設定しています。

現在ではムラの様子がだんだん分かっていて、始まりは5千5百年前、ムラがなくなるのは4千年前、という風に移り変わっていきます。ここにムラが出来たときにはそれほど大きなムラではなく、周辺にも同等規模のムラがありました（57）。ところが、5千年前くらいになるとこのムラは急激に大型化します（58）。それはなぜかというのは後でお話しますけれど、ムラを構成する施設も非常に増えています。後半になりますと、やはりもう勢いは無い（59）。やがて4千年前になりますと、この場所から人々はいなくなるわけです。急激に始まって急激に終わるのではなく、やはり徐々に拡大しますが、5千年前というのは時間としてかなり短い幅の中で、急激に大型化します。そして約4千5百年前までがピークで、そこからまた小さなムラになっていくということは間違いないと思います。

ムラを構成する要素というのはいくつもありますけれども、一番典型的なものは堅穴建物で、真ん中に囲炉裏があります（60）。住居の端に土手があって、色々な穴に柱が立っていたんです。こういった住居が三内丸山では見つかっていて、こんな土屋根の住居を復元しています（61）。

この白く囲んでいるのはお墓ですが、大体同じ方向を向いて、横並びに並んでいる（62）。列状に並んでいるので、列状墓といった言い方をしています。これが実は縄文時代の道路の跡なんですけれども、地面を掘削した形で見つかっています（63）。縄文人は一旦地面を掘って道を作り、その道の路肩の部分に墓を並べている、ということが調査の中で明らかになりました。問題はその規模というか長さなんですけれども、調査段階では420m、先ほどの道路と道の両側に並ぶお墓が確認されてい

ます。またこの道路は、中央から始まってかつての海の方向にずっと延びているということも分かっています。ムラの一番高い所が標高20mなのですが、一番低い所では標高7mまで墓が続いています。当時の海岸線がおそらく標高5mくらいと言われていますので、本当に水辺の近くまで道と墓が続いているのだと思います。ただ、その終わりの地点には上に普通の民家が建っていますので、残念ながら調査はできません。それから、新たに南北の道というのも見つかっていまして（64）、その片側にこのような小さなストーンサークルと言いますか、直径4mくらいなのですけれども、お墓の周りに石を並べたものがあります（65）。ここでは3基、こういったものが並んでいます（66）。それから、手前の所が縄文時代の道路の跡です。縄文の人達は地面を掘って、掘った土を天地逆に動かしているんですね。そして黒い土と黄色い土が混じった所が幅およそ7～8mの路面として、ずっと帯状に確認出来るわけです。ここにも4つくらい、石で周りを囲んだ墓がやはり列状に並んでいます（67）。石を丸く環状に並べるので、環状配石墓という言い方を最近しています。今分かっているだけで、この丸印が環状配石墓なんですね。この点線が、調査で確認されている道路の跡です（68）。環状配石墓は、一部両側になりますけれども基本的に道路の西側にあって、こちらの斜面の方が高いんですね。ですから縄文人がこの道に立つと、大体目の高さくらいに墓が見える、といった状況だと思います。このような環状配石墓が今ここで16か17ですかね、長さにして330m、ずっと並んでいます。

この環状配石墓というのは、果たして何なのか。お墓だということは分かっているんですが、詳しい年代ですかとか、あるいは一緒に埋められたものがあるのかどうなのか、そんなことを調べようということで、今年度調査をしました。今のところ三内丸山遺跡の墓というのは、埋設土器といっている子供の墓、それから土坑墓といっている大人の墓。その土坑墓の周りに石を並べた環状配石墓があります。ですから、環状配石墓は基本的に大人の墓だという具合に考えています。調査したのは遺跡のこの部分です（69）。ここに環状配石墓がずっと道に沿って並んでいますけれども、どこまで続くのかというのは、実はよく分かっていませんでした。今年度は、その端を探そうということで調査しました。遺跡は現在、保護のために1m10cmから30cmほどの厚い盛土をしています。ですから実際遺跡に行きますと、縄文時代の色々なものが埋まっている大体1m30cmくらい上を、我々が歩いていくということになる。発掘調査するまでに、まず保護のための土を取り去らなければいけない。これは結構時間がかかります（70）。

これは以前調査した際の写真ですが、こういった感じで石が円形に並んで真ん中に墓穴があります（71）。うちの調査スタッフの1人が埋葬されていますけれども、大体手足を伸ばしたままで埋まるくらいの大きさの墓があるということが分かりました。今回もう一度開けたわけですが、真ん中にある墓穴に別の墓穴が重なって見つかったんですね（72）。ひょっとすれば、周りを石で囲んだ中に墓が一つだけではなくて、いくつもあるのかもしれない、といった仮説が一時ありました。ひょっとすれば、代々そこに埋められたのかもしれない。しかし調査を進めていくと、2つの墓であることは分かりましたけれど、形が全く違いました。もともとこの場所には古い時代の墓があつて、その上にこういった新しい大きな墓穴を作つて、石を並べたということなんですね。

この写真では、石の上に丸印と三角印を示しています（72）。石は基本的に安山岩なんですけれども、安山岩の中にも種類の違いがあることが分かってきているんですね。これを見てていきますと、どうも丸印は丸印で、三角印は三角印でまとまりがあるらしい。ということになると、この石で周りを

開む作業を、一遍にやったのか、あるいは時間かけて並べていって最終的に丸くなったのか、なんてことを考える必要があるんですね。もし一緒に、一遍に周りを開んだとしたら、もっと丸印と三角印は混じっても良いのかと思いますけれども、実は分かれているということを確認できました。これは違う所にあった環状配石墓なんですけれども、縦と横に組んだ部分があって、やっぱり真ん中に墓穴があります（73）。これも別な所ですけれども、全部まわらないんですね（74）。全体の半分近くまでまわって、片側は石が非常に少ない、こういったものもあります。石の組み方を見ると縦と横に組んだものがありますから、石を並べたその展開は、環の意識をもってやっているんだと思います。

墓穴を調べていくと、かつて埋葬された天井の部分に、板材が炭になって残っています（75）。ですから、遺体の上に板を載せていましたというか、板材があった可能性がある。それからお墓の底の部分に、実はずっと溝がまわっていてやはり板材が差し込まれた状態で見つかっています（76）。ということは遺体を埋葬する際に、周りと上を板材で覆っている可能性がある。棺と言つて良いか棺桶と言つて良いか分かりませんけれども、ただ遺体を入れて土を被せて埋めたではなく、板材を入れて、ひょっとすれば箱のようなものを作つて埋葬した可能性が非常に高くなってきた、ということが言えるかと思います。この写真は他の環状配石墓の石の種類を示していますけれども（77）、丸印は上の方にしか無い、三角印のは下にしか無い。これもやっぱり分かれていますね。この違いというのは何を示しているのか、興味深いところです。

簡単にまとめると、一つの環状配石墓には基本的に墓穴は一つしか無い、ということがまず言えます。ですから一つのグループとか集団とかではなくて、基本的には個人の墓だと思うんですね。それから集団の墓の形態としては、一番新しい段階のものだということも言える。それから、副葬品が非常に少ない。遺体は板で閉まれていた。石の使い分けが見られるので、一遍に丸く並べたのではないかもしれない、といったところです。ですからそんなことを考えていくと、埋葬される際に墓穴の作り方に違いがあるらしい。これは一体何を意味しているのか。あるいは階層社会ということを示しているのかもしれません。

これは、子供の墓ですね（78）。それから、土器の横に丸い穴を開けたものがあります（79）。それから、土器の中に丸い石が入るという例が非常に多い（80）。これも何を意味しているのか。色々な説がありますけれども、まだ決まった説はありません。

これは人工的に土を盛り上げた、盛土ですね（81）。この部分が盛土なんですけれども、厚さにして3mくらい、長さにして100mを越えるくらいの盛土です（82）。今年報告書を作つていて、来年は盛土を調査します。現段階で分かっていることは、盛土の中から異常なくらい土偶がたくさん出てくる。それから実用品ではない小型の土器が、ものすごい量この中に入っているんですね。ということになると、やっぱりこの場所というのは、まつり、儀式、そのようなものと関係する場所だということが容易に想定できるわけです。来年度、この場所ではありませんけれども盛土の調査をして、盛土の形成や、一体何であるのかといったところに少し切り込んでいきたいと思います。こういった土偶が、とにかくたくさん出てくるんですね（83）。現在1,800点を超える土偶が見つかっていますから、異常な量と言って良いと思います。それから、翡翠も盛土に多いですね。

それからこれは太い柱を使った建物跡ですけれども、真ん中の黒い所が柱の跡で、周りの白い土はこの柱を固定するときに埋めた土なんですね（84）。埋め土に黄色い土と白い粘土を入れて、柱を固定

しているのですが、非常に固く締まっています。そして一番有名なこの6本の柱は一体何か（85）。柱と柱の間隔は、みな4m20cmで一定であるわけですけれども、これは一体何なのかというのまだ結論が出ているわけではありません。柱だけという説あるいは建物だという説がありますが、もっと議論を重ねていく必要があるかと思います。トーテムポールだという説がありましたら、実際日本の縄文遺跡でトーテムポールが見つかってはいるんですよ。岩手県や石川県で見つかってますが、数は非常に少ない。これは実際カナダの世界遺産になっている、クイーン・シャーロット諸島という所の、北アメリカ先住民のムラの跡ですが、そこに建っているトーテムポールです（86）。こんな感じで海岸線にずっと並んで建っているんですけれども、6本まとめて建っているものは無い。だからトーテムポールと結びつけるのは、ちょっと難しい。あるいは、これは台湾の例ですけれども、高床建物と同じなんだという説がありますが（87）、何で縄文を説明するときに、現代のしかも台湾の民族例をもってこないと駄目か、というところも説明しにくい話であります。これは、夏至の日の出の写真です（88）。本当は真ん中から太陽が出てくれれば良いのですけれども、残念ながらそうきっかりとはいきません。太陽と関係があるのかもしれません、あの6本柱をそのことだけで正確に説明するのは難しいと思います。ただ太陽との関係は今のところそれ抜きでは考えられないので、もっと色々な季節において観測する必要があります。実はやっているんですけれども、今のところ太陽との関係を積極的に示すような状況証拠はありません。

それからこれは、貯蔵するための穴です（89）。食料を貯蔵するための大型の穴をかなりの数、掘っています。これは、土器を作るときの粘土を採掘した穴です（90）。これは谷の中で見つかった、トチの実を加工するときの水槽です（91）。それから谷を調査をしていくと、土止めの杭が出てくるんですね（92）。定住生活ですからその土地にずっと生活しているわけで、色々な働きかけをしているということが遺跡の中でも見ることができます。しかも、この柱はすべて再利用です。ちゃんと使えるものは使うという縄文人のスタンスが、こんなところにも見て取れるわけですね。

それからこれは小さな袋です（93）。縄文というと土器や石器の世界ですが、それ以外にこういった編み物、あるいは樹皮で作ったものがたくさんあるんですね。やっぱり残りづらいということなんです。でも日本の場合には湿った環境が結構多いですから、このように具体的なものが出てくるんですね。これは漆のパレットと言いますが、赤い漆を貯めておくときの容器です（94）。これは顔料ですね（95）。津軽半島にこういった赤い顔料が出る所があります。これは実際遺跡から出てきたものですけれども、漆には色がありませんから、これを磨り潰して漆の中に入れて赤漆を作るということになります。これは編み物ですが、1本の幅が1mm以下の非常に細い繊維です（96）。

縄文人は何を着たのか色々な議論があるわけですが、遺跡の情報でここまで考えられます（97）。ただし足元は分かりません。裸足だという説もあれば、サンダルだという説もあります。日本の縄文遺跡で、足元を示すものは多分ないと思います。縄文人の女の子というのは、ちょうどこれくらいだったと思いますね。これは、土偶ですね（98）。

それからこれは、新潟県産の翡翠と長野県産の黒曜石です（99）。これらは日本海側を北上して運ばれたんですね。当然モノが勝手に来るわけではありませんから、人の動きも伴っていたということになります。これはアスファルトの付いた石塙で（100）、秋田県産のアスファルトが使われている可能性が非常に高い。アスファルトは接着剤として使われました。

道具ですけれども、釣り針なんてのは現代と変わるところがありません。釣り針のルーツを求めていくことも大事だと思いますけれども、その原形みたいなものは、やっぱり縄文時代にあるということが言えるわけですね。それからこれは縫い針です。今と形状は変わっていません。そういうものが、このような鹿の角を使って作られていました（101）。

縄文人が食べているものの大半、8割は植物性の食料だと言われています。三内丸山遺跡は海が近いですから、その他に魚もたくさん食べてました。動物は意外と食べられていない、ということも分かっています。これは出てくる魚の骨を調べた表で（102）、魚が陸奥湾でいつの季節に獲れるのかを全部調べてみました。そうするとちゃんと1年間を通じて、あの場所で生活をしていたことが分かるんです。ですから、定住生活ということが、こういった出てくる魚の骨や、獲れる季節を調べていくと分かる、ということになります。

これは、クリの花粉です（103）。出てくる花粉の8割がクリなんですね。ですから、遺跡の周りには相当大規模なクリ林があった、ということが言えると思います。実際に、クリの皮もたくさん出てきます。主食という言葉を使っていいのか、それはちょっと引っかかりますけれども、縄文人の食料のかなりの部分をクリが占めていたことは間違いないかと思います。この表は、縦軸が年代で、下が古くて上が新しい（104）。矢印の所で縄文人が生活を始めますと、急にクリの花粉が多くなります。それに伴って、ドングリとかは減っています。ですから人間が生活することによって、クリを増やしていく、人為的に時間をかけて森を作り変えていく、ということが分かるわけです。こういった森の変わり方、クリを中心とした森のことを、最近では縄文里山といった表現をする場合があります。いわゆる、人と自然の関わりみたいなことを示すんですね。

これはマメ、それからヒヨウタンですね（105）。こういった栽培植物や栽培植物に近いものの管理はしていますが、これをもって農耕とは言わない、ということに今のところ整理しています。それからこれは、ショウジョウバエの蛹です。これをもってお酒を造ったという説が、今では有力になってきているんでしょうか。

先ほど言いましたように、周りの環境の変化、森の変化がある。実は青森市内で色々な工事をやるときには、必ずボーリングといって土を探取するんですね。それを調べていくと、こういった森の変化というのは遺跡周辺だけではなくて、かなり広範囲に渡って自然環境が変化しているのが見えます。要するにムラができ、ムラの周りにはクリ林が広がりますが、それが範囲がかなり広いんだ、ということが分かってきてるんですね。これを全て人間がやったと考えるか、それとも何か大きな環境の変化によってクリが拡大しやすい状況があったのか、なんてことも今調べる必要があると思います。青森市内ではクリ林が非常に増えますが、八甲田では依然としてブナの林が多い、ということも分かってています（106）。

今まで、海がムラのそばまできていた、ということを盛んに言っていたのですが、先ほどのボーリングのデータを見ていきますと、あそこに入りで一番ムラが大きくなるときには、それほど海は近くなかった。ほとんど今と変わらない、4kmぐらい先に海があつたことになります（107）。三内丸山の周辺には湿地が広がっていて、ここにはあまり魚がいなかったと言われています。ですからこういった湿地をうまく使って他の地域と行き来をしていた、なんてことも分かってきました。

ムラの出現とともに植物も大きく変わり、ブナ、ドングリ林からクリ林へ変わっています。これは

縄文里山の成立と言って良いかもしれません。それから土地の乾燥化が進み、それに伴ってイネ科の植物が増えました。多くはササの類ですが、この中にはヒエも入っていて、これも食料として利用した可能性があると思います。三内丸山の後半というのは、それほど暖かくはありません。ムラが出来たときは暖かいんですが、後半はそうではない。ムラがなくなるわけですが、その時点で何が起きるかというと一つは寒冷化ではなかったか、という風に考えています。これはそういった分析から見える当時の森の姿、あるいはムラの姿です（108）。三内丸山遺跡は現在、特別史跡に指定されています。

最後に少しだけ、今までに分かってきたことをお話しします。縄文ムラと言われているのは、大体こういう感じです（109）。これは岩手県の例ですけれど、丸く施設を配置するというのが縄文ムラのモデルだと言われていたんですね。真ん中に広場あるいは墓を配置する、なんてことが典型的なムラの姿だと言われていたんですが、どうもこの地域は違うのではないか、丸くはなくてむしろ列に並べる、列の思想といったものがこの円筒土器文化圏ではかなり見られることになります（110）。これもそうですね、列になっている（111）。これはうちの小笠原さんが作った図ですけれども、住居、貯蔵穴、大型の建物跡、墓、色々な施設が道を中心として列状に配置される、そのような構成をとっているのではないか（112）。こういったムラが遺跡で実際にいくつも最近では見つかっています。それが4道県全体に言えるかどうかというのは、もう少し検討する必要がありますが、青森県では少なくとも大体5千年くらい前のムラは、こういったモデルで説明することができます。

最後の話ですけれども、三内丸山がどうなるかということなんですが、三内丸山の周辺だけは、前期から中期にかけて長期間継続するムラがあるんですね。前期のムラは、中期になると数が減ります。一つの場所に集約される、そんな傾向があるんですね。三内丸山が大きくなる理由というのは、やはり集中して生活する、集中型居住の一つではないか、という風に思います。三内丸山が無くなると、また拡散していくんですね。ですから、三内丸山が大きくなるときには、周辺に実はあまりムラがないということも、市内の遺跡調査で最近分かってきたことになります。

ということでだいぶ時間も過ぎましたけれど、世界遺産の話と、三内丸山の最近の成果について、駆け足で話をしてまいりました。これから本格的に取り組みが始まります。我々では当然限りがあります。色々な方の指導や協力、そういうものを頂かないと、実現はなかなか難しいだろうと思うんですね。どれくらいで世界遺産になるのかと、この間議会で質問が出ました。我が県の教育長は、概ね7年後の登録を目指す、と力強く話されました。5年くらいで推薦書を作って、6年目に現地調査をやって、7年目は世界遺産委員会といった予定となるのでしょうか。目標がなければ、なかなか真剣には取り組むことも難しいのかなという気がいたしますけれど、これからが勝負ですね。国際大会で勝ち抜かなければいけないということになります。今後も変わらぬご支援を頂きたいと思います。ぜひとも、今日紹介した15遺跡に、一回でもいいですから実際に足を運んで頂ければと思います。そうすると、遺跡の魅力や価値、あるいは課題も見えてくるでしょう。そういうことを色々と意見交換しながら、実現に向けてがんばっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。長時間にわたって、ありがとうございました。



(1)

## 自然遺産

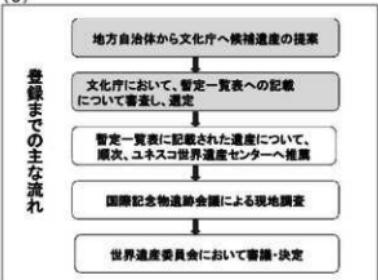


(3)

## 日本の世界遺産

名 称	所在地	登録年
法隆寺地域の仏教遺物	奈良県	1993
縮景園	兵庫県	1993
古都奈良の文化財	奈良県、滋賀県	1994
白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山县	1995
鹿島神社	広島県	1996
摩崖 ドーム	広島県	1996
古都奈良の文化財	奈良県	1998
日光の社寺	栃木県	1999
琉球王国のグスク及び関連遺跡群	沖縄県	2000
紀伊山地の霊場と参道	和歌山県、三重県、奈良県	2004
石見銀山遺跡とその文化圏	島根県	2007

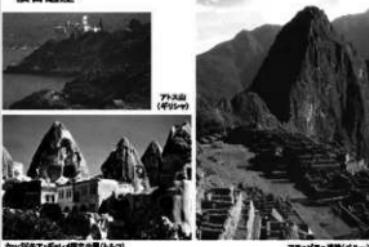
(5)



(7)

(2)

## 複合遺産



(4)

## 遺産の登録基準—文化的なもの（第77席）

- i) 人類の創造的天才の傑作を現すもの
- ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる普遍的な交流を示すものの
- iii) 生きているか又は消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)であるもの
- iv) 歴史上の重要な段階を示す建築物、その集合体、科学技術の集合体、又は景観を代表する顕著な見本であるもの
- v) ある一つの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは構上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本であるもの、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本であるもの(特に不可逆的な変化によりその存在が危ぶまれているもの)
- vi) 顕著な普遍的な意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的及び文学的作品と直接又は実質的関係があるもの(この基準は他の基準と合わせて用いられることが望ましい)

(6)

1 古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	1992.10.1
2 波照間	沖縄県	1993.10.1
3 平家の文化遺産	岩手県	2001.6.4
4 富時製糸場と糸産業遺産群	福島県	2007.1.30
5 富士山	静岡県・山梨県	2007.1.30
6 飛鳥・藤原の宮都とその周辺遺産群	奈良県	2007.1.30
7 長崎の教会群とキリスト教関連遺産	長崎県	2007.1.30
8 国立西洋美術館本館	東京都	2007.9.14
9 北海道・北東北を中心とした織文時代群	北海道・青森県 岩手県・宮城県	2008.1.5
10 九州・山口の近代化産業遺産群	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 鹿児島県・山口県	2008.1.5
11 宗像・沖ノ島と関連遺跡群	福岡県	2008.1.5

(8) 現在の世界遺産候補

## 縄文遺跡の価値

- 日本の歴史の大半を占め、自然と人間との共生を示す時代として高い考古学的価値を持つ
- 完新世の温暖湿润な気候に基づく自然環境の中で、世界の他の地域の新石器文化に見られる農耕・牧畜とは異なり、長期に継続した狩猟・漁労・採集の生活の実態を表す日本列島独特の考古学的遺跡群である。

(9)

資産模様位置図

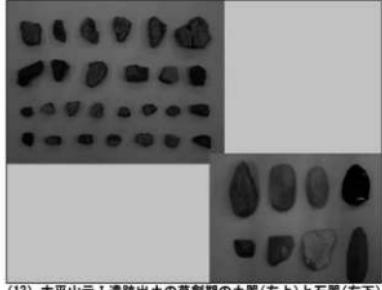


(10)

青森県・大平山元 I 遺跡



(11)



(13) 大平山元 I 遺跡出土の草創期の土器(左上)と石器(右下)



(15) 長七谷地貝塚



(14)

青森県・史跡 田小屋野貝塚



(16)



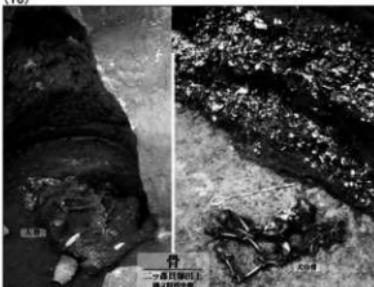
(17) 田小屋貝塚出土のベンケイガイ製腕輪



(18)



(19)



(20) ニツ森貝塚の人骨(左)と犬の骨(右)の出土状況



(21)



(22) 是川遺跡出土の漆塗櫛(左上)と漆製品の出土状況(右下)



(23)



(24)



北海道・史跡 北黄金貝塚

(26)

北海道・史跡 入江・高砂貝塚



(27) 北黄金貝塚の水場遺構

(28)

北海道・史跡 鶩ノ木遺跡



(29) 入江・高砂貝塚の復元住居

(30)

北海道・史跡 大船遺跡



(31) 鶩ノ木遺跡のストーンサークル

(32)





(33) 大船遺跡の大型竪穴建物



(34)



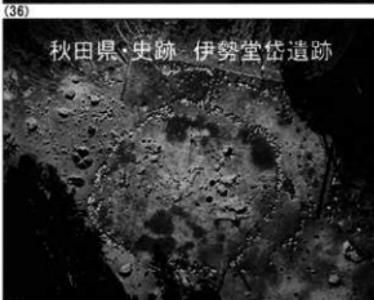
(35) 御所野遺跡の復元建物



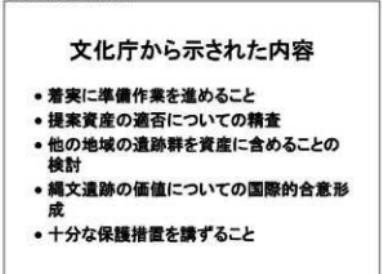
(36)



(37) 野中堂環状列石



(38)



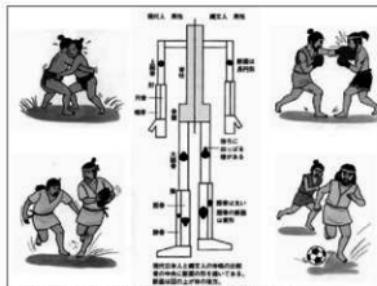
(39)



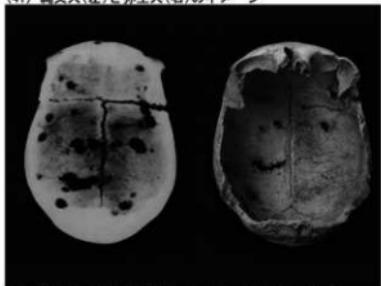
(40) 縄文人(左)と弥生人(右)の全身骨格



(41) 縄文人(左)と弥生人(右)のイメージ



(42) 現代日本人(左)と縄文人(右)の体格の比較



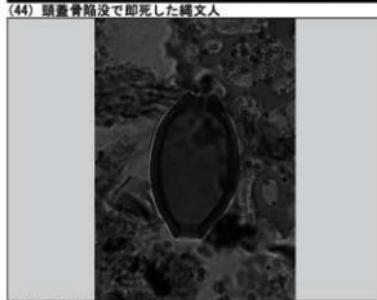
(43) 福島県三貴地貝塚出土の頭蓋骨に残る扁軸形の跡



(44) 頭蓋骨陥没で即死した縄文人



(45) 北海道入江貝塚出土の小児麻痺にかかった縄文人の骨



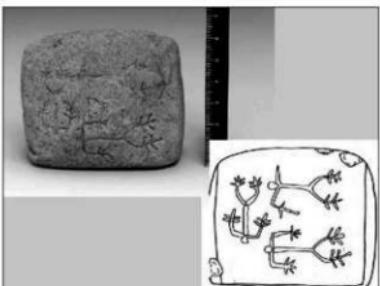
(46) 寄生虫(棘虫)の卵



(47) 亀ヶ岡式土器



(48) 青森県向田(18)遺跡出土の赤漆塗り木胎漆器と突起頂部の巻貝蓋刺離底(右下)



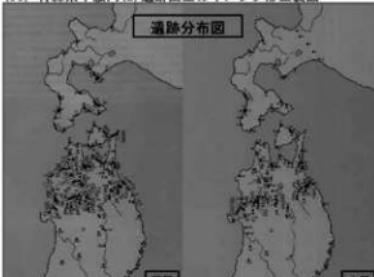
(49) 青森県近野遺跡出土の人体を描いた石冠



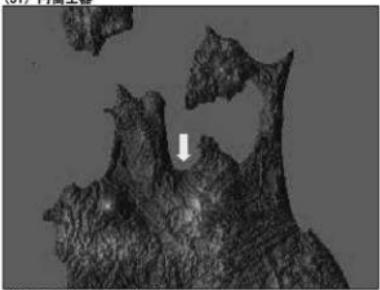
(50) 青森県十勝内(2)遺跡出土のイノシシ形土製品



(51) 円筒土器



(52) 円筒土器出土遺跡の分布



(53) 三内丸山遺跡の位置



(54) 上空から見た三内丸山遺跡



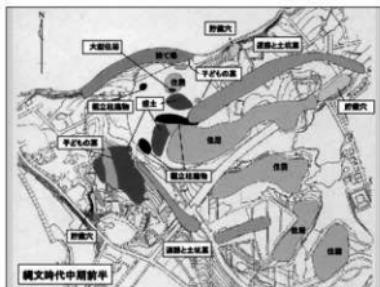
(55) 菅江真澄「すみかの山」



(56) 三内丸山遺跡の整備状況



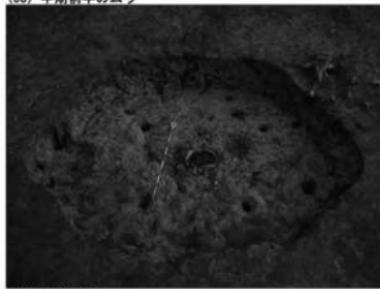
(56) 前期のムラ



(58) 中期前半のムラ



(59) 中期後半のムラ



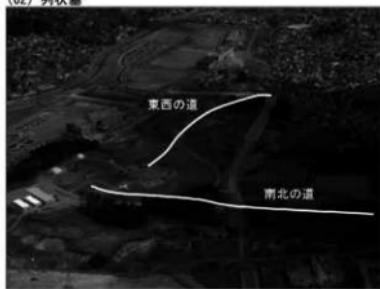
(61) 復元された土居根住居



(62) 列状墓



(63) 繩文時代の道路跡と列状墓



(64) 東西の道と南北の道



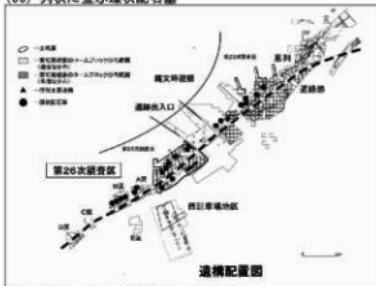
(65) 環状配石墓



(66) 列状に並ぶ環状配石墓



(67) 列状に並ぶ環状配石墓



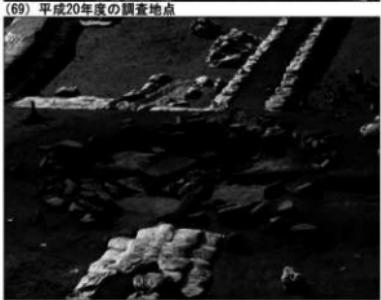
(68) 環状配石墓と道路跡の位置関係



(69) 平成20年度の調査地点



(70) 土除去の様子



(71) 環状配石墓の調査



(72) 環状配石墓の石の種類



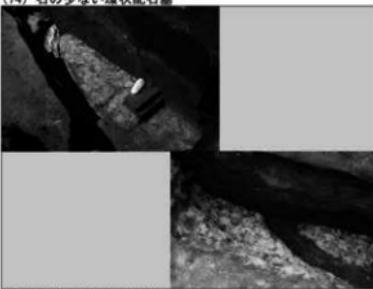
(73) 縦・横の朝石が並られる理状配石墓



(74) 石の少ない理状配石墓



(75) 墓穴中の炭化板材



(76) 墓穴の底にめぐる溝



(77) 理状配石墓の石の種類



(78) 土器を転用した子供の墓



(79) 下部に穴を開けた土器



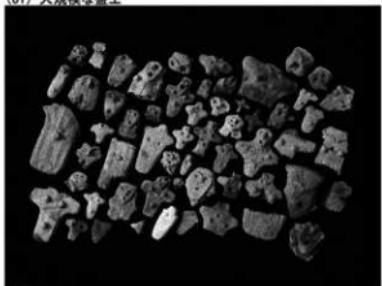
(80) 丸い石の入った土器



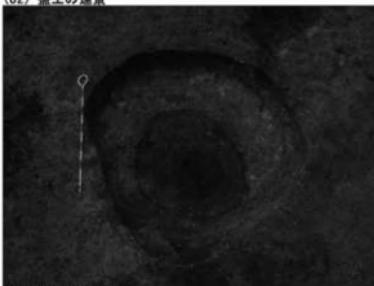
(81) 大規模な盛土



(82) 盛土の遠景



(83) 土偶



(84) 建物跡の柱穴



(85) 6本の大型柱穴



(86) クイーン・シャーロット諸島のトーテムポール



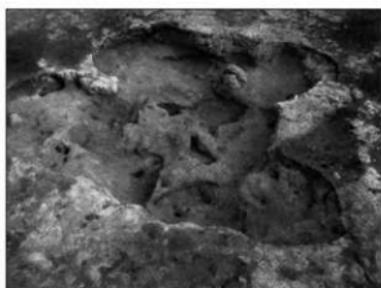
(87) 台湾の高床建物



(88) 6本柱と夏至日の出



(89) 貯藏穴



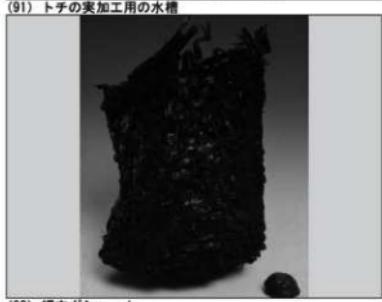
(90) 黏土拌掘穴



(91) トゲの実加工用の水槽



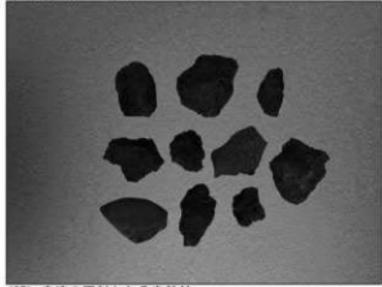
(92) 岩の中の土止め杭



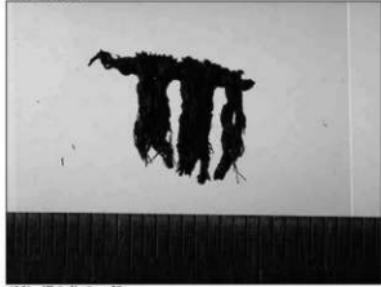
(93) 織文ボシェット



(94) 漆容器



(95) 赤漆の原料となる赤鉄鉱



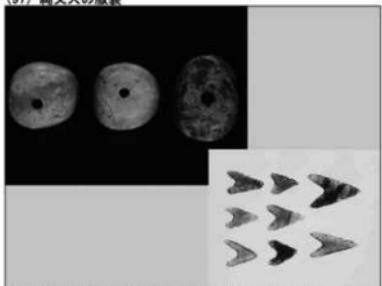
(96) 編み物の一部



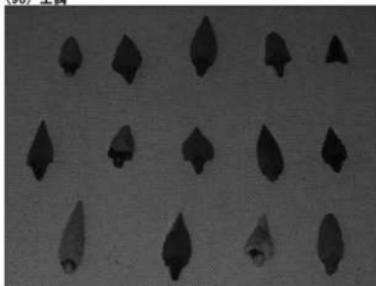
(97) 縄文人の服装



(98) 土偶



(99) 新潟県産の翡翠(左上)と長野県産の黒曜石(右下)



(100) アスファルトの付着した石器



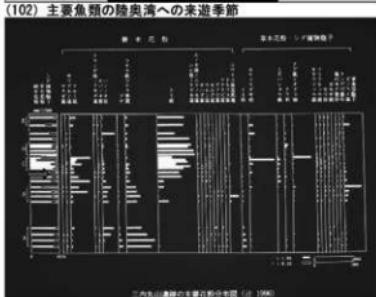
(101) 鹿角製の釣り針と縫い針



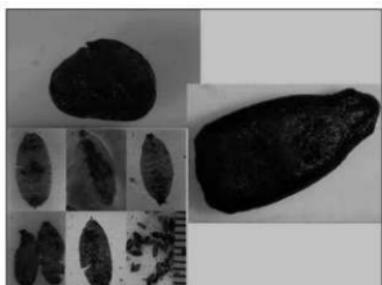
(102) 主要魚類の陸奥湾への来遊季節



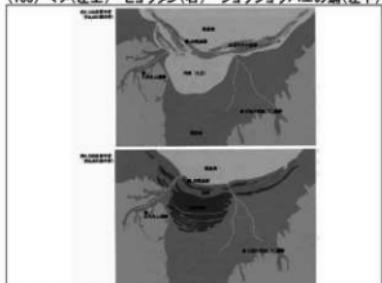
(103) クリの花粉化石



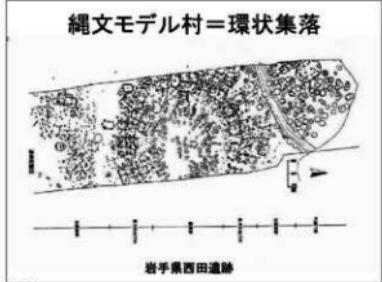
(104) 主要花粉分布図  
※辻誠一郎1996「古環境について」『三内丸山遺跡VI』より



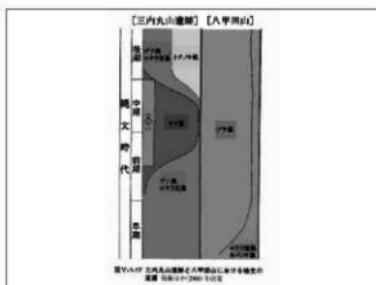
(105) マメ(左上)・ヒュウタン(右)・ショウジョウバエの蛹(左下)



(107) 三内丸山周辺の地形



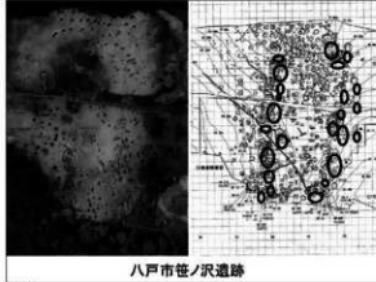
(108) 三内丸山のムラの姿



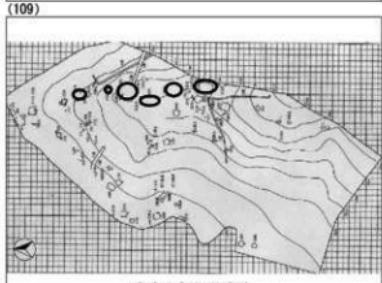
(106) 三内丸山遺跡と八甲田山における構造の変遷



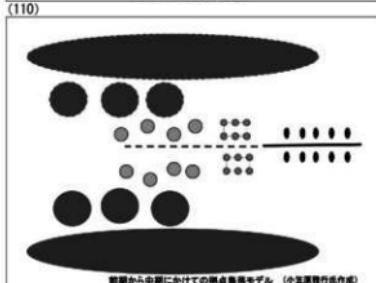
(109) 縄文モデル村＝環状集落



(110) 八戸市笹ノ沢遺跡



(111) 青森市新町野遺跡



(112) 沖縄かみ中城にかけての単点基盤モデル（小笠原耕行氏作成）

# 払田柵の瓦はどこの屋根に葺かれていたのか

高橋 学\*

## はじめに

大仙市・美郷町に所在する払田柵跡は、9世紀初頭（801年頃）に創建された古代出羽国の城柵遺跡である。1930年に秋田県第1号の国指定史跡となり、1974年からは秋田県教育委員会が現地に払田柵跡調査事務所を設置し、年次計画のもと継続的な発掘調査を実施している。調査の概要報告については、毎年度末に『払田柵跡調査事務所年報』を、また調査地区や遺構種別単位での正報告書『払田柵跡I～III』は3冊刊行されている<sup>(1)</sup>。

このような秋田県の取り組みとともに、多くの研究者も払田柵跡を題材とした論考を公表している<sup>(2)</sup>。文献史学・考古学の研究者等を引きつける要因の一つには、史上に名前の登場しない「払田柵とは何か」であろう。筆者も2009年度までの11年間調査事務所に勤務し、払田柵跡の調査、年報・報告書作成と共に、多少なりとも「払田柵」についての普及活動や小論発表を行ってきた<sup>(3)</sup>。いろいろなテーマ設定を心がけたつもりではあったが、どうしても取り上げることのできなかつたものがある。瓦である。出土量は極めて少ないものの、渦巻き文叩きという独創的な意匠をもつ瓦の存在は払田柵を特徴づける遺物である。しかし、現在までその機会を逸していたのである。それは出羽国北半（秋田県）における古代瓦の出土地が、①秋田城跡と周辺関連遺跡・窯跡<sup>(4)</sup>、②払田柵跡と周辺関連遺跡<sup>(5)</sup>、③横手市十三塚遺跡・伝金沢地区<sup>(6)</sup>に限定され<sup>(7)</sup>、比較検討材料が少ないと起因する<sup>(8)</sup>。

払田柵跡出土の瓦は表採分を含め総数605点を確認している。瓦の出土量を土器類との重量で比較すると、土師器・須恵器・瓦三者の合計重量は2,836kg（概数、2009年度第140次調査までの統計）であり、土師器：2,091kg（74%）、須恵器：650kg（23%）、瓦：95kg（3%）の割合となる。土師器・須恵器との重量比では、瓦はわずかに3%にすぎないのである。

本稿では、払田柵跡の数少ない瓦がいつ、どこの施設に葺かれていたのかについて特定を試みたい。なお、遺跡の概要については、紙数の関係で省略するが、註1文献等を参照いただきたい。

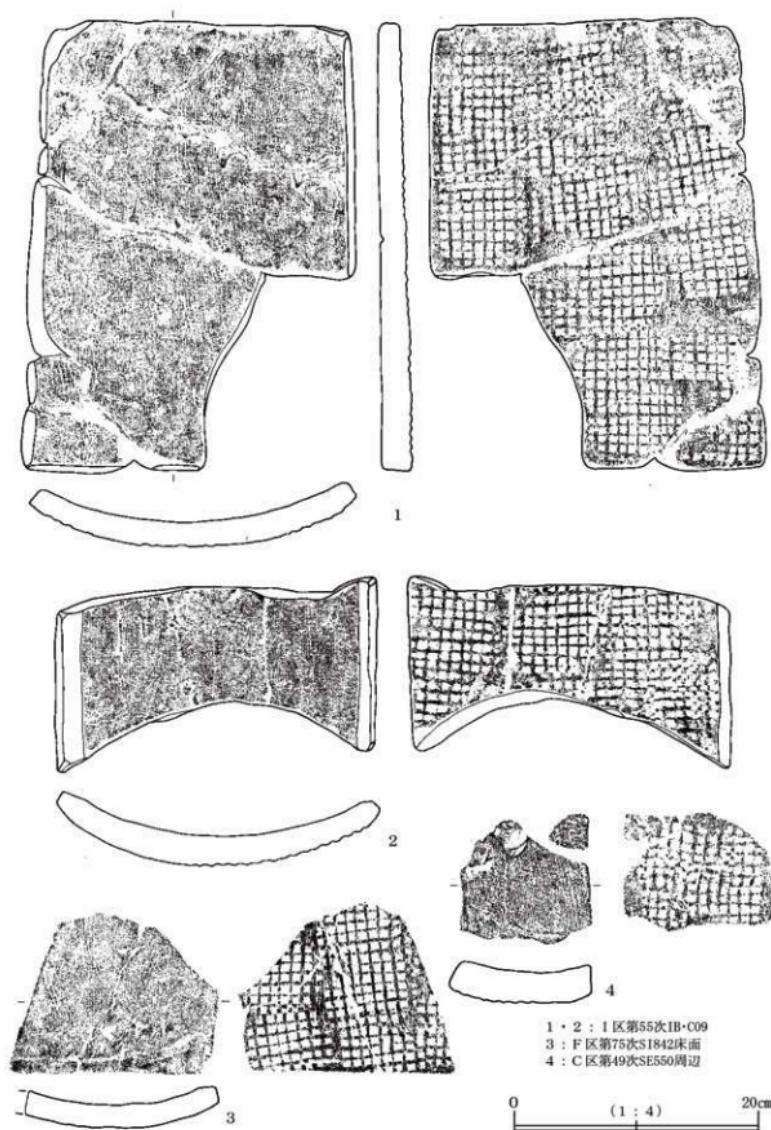
## 1 出土瓦の特徴

払田柵跡から出土した瓦には、平瓦と丸瓦があり、1点のみであるが軒斗瓦が確認されている。その一方で、軒先を飾る軒平瓦、軒丸瓦は全く認められない。

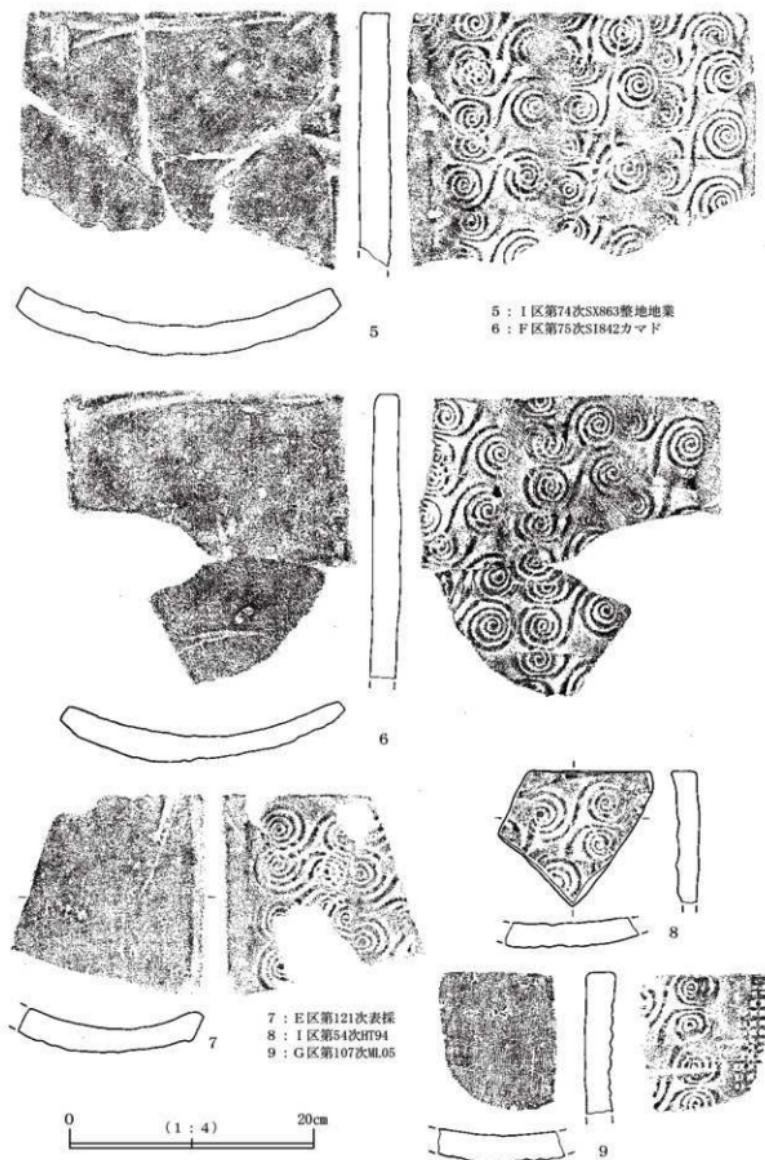
### （1）平瓦（第1・2図1～9）

平瓦は1枚作りで、凸面の文様（叩き目痕跡）は、正格子目文（A類、1～3）と渦巻き文（B類、5～8）の2種に限定される。ただし、1点にはA・B類両者の文様が並列押印されている（C類、9）。C類瓦の存在から、A・B両類瓦は同一工人集団により製作されていたと判断される。各類瓦は、叩き目表出後に側面と小口面に細長いケズリ整形（面取り）が付されるが、凸面文様を大きく消去するような意識的なケズリやナデは観察されない。端部の面取りは側面では凹凸2面からであるも

\*秋田県埋蔵文化財センター主任学芸主事



第1図 出土瓦(1) 平瓦A類・煎斗瓦

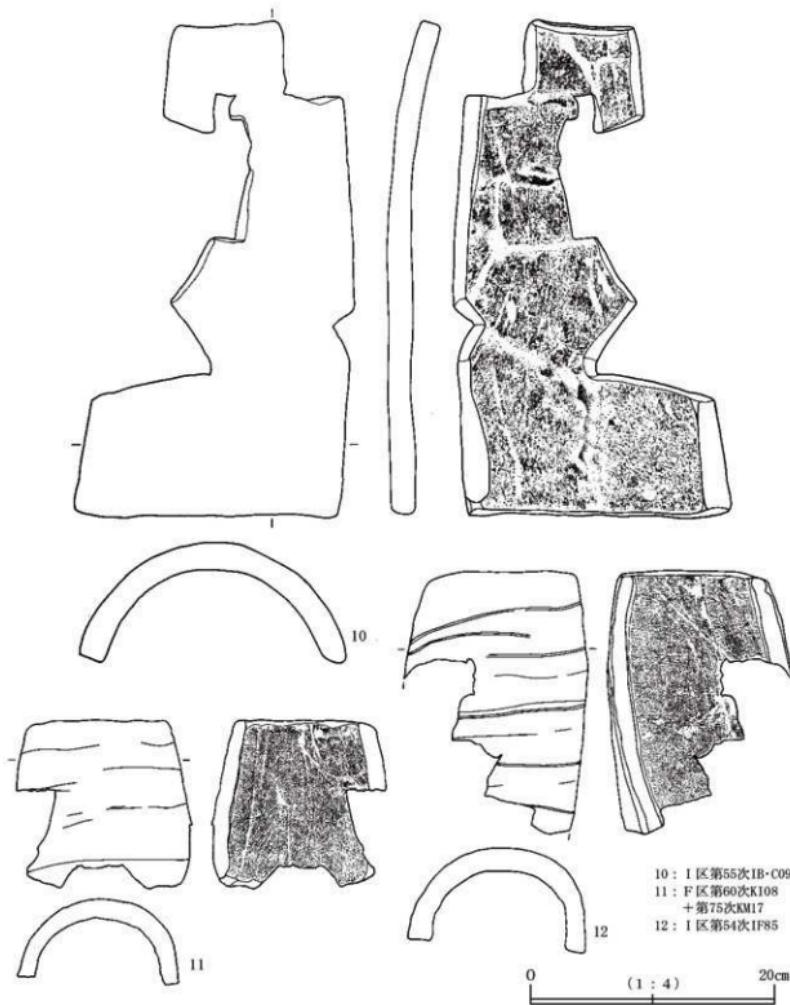


第2図 出土瓦(2) 平瓦B・C類

の（2・7など）と凹面のみ（3など）の両者があり、小口面では凹面のみである。

凹面は、布目痕が明瞭に観察され、布目の縫い合わせ痕や糸切り痕（3）も見られる。

平瓦の法量は、A類の1から復元すると、長さ37.4cm、幅（広端、図示面下端幅）<sup>ひろばん</sup>図上復元27.6cm、狭端（図示面上端幅）<sup>せいたん</sup>25.5cmの長方形である。2の幅も26.8cmであることから、広端は27cm（9寸）幅を意識して製作されたと見られる。B類は長さの復元ができる個体はないが、5の幅は27.2cmであ

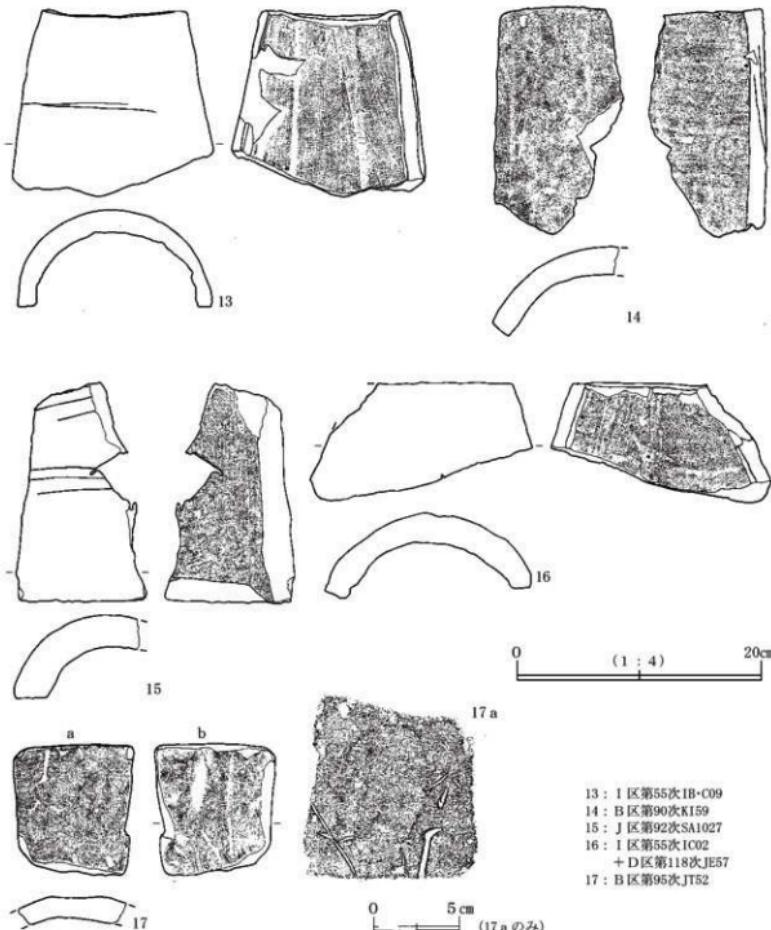


第3図 出土瓦(3) 丸瓦 1

り、A類と同規格である。ただし、6は幅23.7cm（8寸）であり、全てが同一規格に揃えられていない。瓦の厚さは、おおむね2.0～2.5cmである。

重量は、1での復元重量が2,950gであり、平瓦1枚あたりの重量を約3kgと見ておきたい。

色調は、灰白色系が多く（全体の2/3）、灰黄褐色系は全体の1/4程度である。焼成は、良好～やや不良である。灰白色系の瓦でも焼成が良好なものと、触ると表面の胎土が手に付着するような焼成不良の個体が混在する。



第4図 出土瓦(4) 丸瓦2

## (2) 丸瓦 (第3・4図10~17)

丸瓦は、凸面全体がケズリ・ナデ整形され、叩き目（文様）の有無は不明である（D類）。ただし、いくつかの個体にはナデ整形後に長軸に直交するように細い沈線が1~2条付される（11~13、15）。沈線は弱く・浅く、規則性に欠け、文様としての意図的な施文とは言い難い。

凹面は、布目痕が観察され、模骨痕（13）も見られる。14は製作台から取り上げ後に凹面の布目を消去するようなナデが加えられ、その後、側面・小口面にケズリ（面取り）を施す。端部の面取りは側面では凹凸2面からであるもの（12・13・16）と凹面のみ（11・14・15）の両者があり、小口面の残る個体には凹面のみに面取りが認められる。17は小片ではあるが凸面（17a）に焼成前に文字あるいは記号状の刻書（「个」など）が認められる。

丸瓦の法量は、唯一形状が知られる10から復元すると、長さ41.0cm、広端幅22.2cmの長方形（台形状）である。狭端幅は、11~13から12.0cmの規格に揃えられていたのかもしれない。瓦の厚さは2.0~2.5cm程にまとまるが、平瓦よりばらつきが大きく、薄いものでは1.0cm、15は2.8cmである。

重量は10で現況2,620gであることから、丸瓦も1枚約3kgと見ておきたい。

色調は、平瓦と同様に灰白色系が多いが、灰青色系が一定量含まれる。平瓦に認められた灰黄褐色系は少数に留まる。灰青色系瓦は焼成が格段によく、須恵器を思わせる仕上がりであり、重量感もある。12・16は焼成時の歪みが大きく、製品としての安定感（すわり）に欠けていたと思われる。

## (3) 煙斗瓦（第1図4）

平瓦・丸瓦以外の瓦には、道具瓦のひとつである煙斗瓦が1点確認された。4は平瓦A類を焼成前に長軸に並行するように切断加工したものであり、幅は11.8cmである。端部の加工痕を観察すれば、図示（凹面）右側面を切断したと判断される。なお、平瓦A類2の図示面下が緩い弧状を呈しているが、これは焼成後に加工した可能性も考えられる。

以上、出土瓦の特徴については、秋田城跡出土例<sup>(10)</sup>と比較を兼ねて第1表に、分類毎の色調については第2表にまとめた。

## (4) 出土量・比率

分類毎の出土点数、重量、その比率等を第3表に一覧する。隅数とは出土した瓦に小口面と側面の交点部（=隅）が認められる数を指す。これは瓦の個体数を推測するために項目に加えたものであり、数の上では隅数4で1個体となる。これに従うと、平瓦（煙斗瓦を含む）の隅数は34であり8.5枚、丸瓦は隅数47で11.75枚となる。また、平・丸瓦の1個体あたりの重量を3kgとすると、出土総重量が約95kgであることから、出土総数はわずか約32枚分となる。

さらに表を一覧して気になる点は平瓦と丸瓦の出土比率がほぼ同じであることである。一般的に本瓦葺き<sup>(11)</sup>の場合、平瓦と丸瓦の比率は、前者が後者を大きく上回るはずである。平瓦は葺き重ねがあるからである。この出土比率こそが払田柵における瓦の葺き形を推定する鍵となるのかもしれない。

また、特徴的な溝巻き文（B類）をもつ平瓦は少数であることが数字として明確になった。平瓦に占めるB類の割合は、17%程度である。

第1表 弘田櫻跡と秋田城跡の出土瓦属性一覧

種類	弘田櫻跡	秋田城跡（創建期）	秋田城跡（8世紀末・9世紀初頭～）
平瓦	凸面 正格子目印。溝巻き文印。正格子目+溝巻き文1個体あり	溝巻き印。ナデ（頸り酒し）・ケズリの二次調査は少ない	溝印き日。斜格子印き日（大小2種あり）。ナデ（頸り酒し）・ケズリの二次調査は少ない
	凹面 布目痕、糸切り	布目痕、糸切り、横骨痕	布目痕、糸切り
	製作技法 一枚作りのみか	一枚作り、一部に輪巻き作りか	一枚作り
丸瓦	凸面 ナデ・ケズリ（無文）一浅い沈痕（1～2条単位）が付される個体もあり	溝巻き印→ナデ	溝印き日→ナデ・斜格子印き日→ナデ（1個体のみ）
	凹面 布目痕、横骨痕	布目痕	布目痕
	形状 無段のみ	無段のみ	無段・有段（玉締付）あり
	製作技法 組巻作り、板巻作り	組巻作り、板巻作り	組巻作り。板巻作り。無段・有段とも両者確認少量化
斐斗瓦	正格子目印1個体のみ	少量化	少量化
軒丸瓦	×	×	十五葉櫛弁蓮草文、單全蓮草文の2種。後者は「積み上げ技法成形台一本造り」であり、2個体のみの確認
軒平瓦	×	×	×
鬼瓦	×	×	破片と考えられるもの出土
備考	焼成前に刷文字・記号のある丸瓦1点あり	秋田「出羽櫻」創建期。天平5年（733）～天平宝字3年（769）以前 写真6（復元された外郭東門参照）	斜格子目瓦の一例に「高水」「秋田瓦」「秋」の刷文字あり。「秋」は2書体。9世紀第2四半期以降では主要殿舎無根には瓦が葺かれていたと想定

第2表 出土瓦の色調

	平瓦A類	平瓦B類	平瓦C類	丸瓦	不明	計
灰青色系	6	0	0	120	0	126
灰黄褐色系	56	15	0	17	4	92
灰白色系	154	28	1	135	16	332
判別不能	11	2	0	8	34	55
計	227	45	1	278	54	605

第3表 分類別の出土瓦集計表

※A～C: 平瓦A～C類、D: 丸瓦、E: 不明(Aに熨斗瓦含む)

分類1	点数	点数比率	重量(g)	重量比率	個数	分類2	点数	点数比率	重量(g)	重量比率
平瓦	272	45.90%	42,410g	44.50%	33	A	227	37.50%	34,907g	36.70%
丸瓦	278	45.90%	49,687g	52.20%	47	B	45	7.40%	7,518g	7.90%
斐斗瓦	1	0.20%	382g	0.40%	1	C	1	0.20%	370g	0.30%
不明	54	9.90%	2,747g	2.90%	-	D	278	46.00%	49,687g	52.20%
合計	605	100%	95,226g	100%	91	E	54	8.90%	2,747g	2.90%
						合計	605	100%	95,226g	100%

第4表 造構群の時期と主要施設の変遷対応表

政序	外郭施設	政庁東方	時期	政庁主要施設	政庁規模	政庁東方地区施設	外郭施設	外郭施設
(直前の)	なし	(直前の)	9世紀初頭直前	(工人等の堅穴建物)	なし	(工人等の堅穴建物)	なし	なし
I-A期		A期	9世紀初頭～前半			堅立柱建物		
I-B期	A期	B期	9世紀前半～中頃	正殿、東西助殿、板塀裏園	63.0×63.0m	堅穴建物	堅地+材木塀+石臺+	材木塀+門+門柱建物
		C期	9世紀中頃	政府南・北門、東西前殿		堅立柱建物+板塀	門+椎状建物	?
		D期	9世紀後半	上記に政庁東・西門が新たに付加	64.1×56.6m	堅穴建物	材木塀+門+椎状建物	
II期	B期							
	C期	E期	10世紀初頭～前半	上記に北西・東北建物が新たに付加	64.1×75.8m	堅立柱建物+板塀	材木塀+門+椎状建物	
III期								
IV期		F期	10世紀中頃～後半	上記から政庁東・西門が欠落	63.3×75.8m	堅立柱建物+板塀	材木塀+門+椎状建物	
V期				上記から北西・東北建物が欠落	59.5×55.0m	堅立柱建物+板塀	材木塀+門+椎状建物	
(A区)	(B区)					東西×南北		

## 2 瓦の分布・出土状況

瓦の出土地点をグループ分けして図示すると、第5図のようになる。政庁の位置する長森地区に集中し〔A～I区〕、外柵南門周辺〔J区〕にもまとまりが認められる。外柵南東部〔K区〕と真山丘陵部〔L区〕は各1点の出土である。長森地区に瓦が集中することについては、発掘調査対象地が同地区に偏っている点は否定できないが、それでも主要建物や門、区画施設（築地・石堀・材木塀）が検出されている区域と重複することは指摘しておきたい。

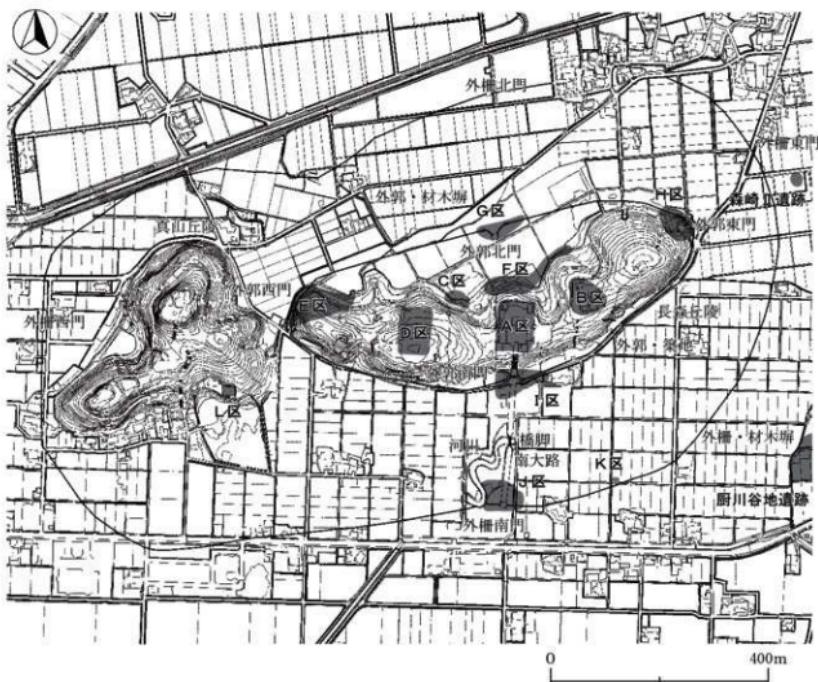
各地区毎の分布概要は次のとおりである。なお、遺構群の時期と主要施設の変遷状況については、第4表にまとめたので参照いただきたい。

### (1) 政府地区〔A区〕 第12・28・35・47・53次調査区

77点出土。政庁城北西部建物跡周辺57点、同北東部建物跡周辺12点、西脇殿～政庁西門跡周辺6点、東前殿周辺2点であり、正殿・東脇殿周辺での出土はない。北西部では政庁Ⅲ期のSB640建物跡、同Ⅳ期のSB638・639建物跡から出土している。北東部では政庁Ⅱ期のS1368竪穴建物跡内出土と報告されている。77点中41点が遺構内出土である。

### (2) 政府東方地区〔B区〕 第90・95・100・105次調査区

99点出土。同地区の7時期の遺構変遷（直前～A～F期）と瓦の出土を対応させると次のようにな



第5図 払田柵跡全体図と瓦出土地区

る。

直前期の堅穴建物跡（SI934）から小片であるが1点の瓦が出土している。SI934は、創建時の建物（A期）建設に伴う工人等の住居と見られ、人為的に埋め戻されている。このことから瓦は創建直前段階に本地区内に持ち込まれていたことになる。また、A期の掘立柱建物であるSB1127には柱穴掘形や柱抜き取り穴から計18点の瓦が出土しており、A期段階にも一定量の瓦が地区内に存在していたことになる。なお、瓦はB・D・E期の遺構内からも出土しており、99点中54点は遺構内出土である。

#### （3）ホイド清水周辺地区〔C区〕 第49・130次調査区

12点出土。ホイド清水は政府城外北西部に位置する井戸（SE550）である。政府城から延びる通路の存在と出土遺物から、井戸は創建段階から終末まで断続的に利用され、現在も開口する稀有な事例である。清水周辺では多くの土器類が出土しているが、それに比較すると瓦の共伴比率は極端に低い。特に井戸内出土はわずか1点である。

#### （4）政府西側地区〔D区〕 第115・118・120・122・123・126・135・137次調査区

56点出土。主に北側緩斜面部で鍛冶関係の工房群が集中する地区である。ここは9世紀後半から場の利用が開始され、10世紀前半（915年の十和田a火山灰降下直後頃）には操業実態が不明瞭となる。本地区の瓦は遺構内8点、遺物包含層（遺構外）出土48点である。なお、鍛冶に関連する祭祀遺構と推定しているSKI1484堅穴状遺構からは瓦質土器<sup>(12)</sup>・仏鉢（土師器）・意図的に打ち欠いたり墨を塗った須恵器坏等と共に2点の瓦（平瓦A類、丸瓦）が出土している。土器類は特異な器質・形状を示すことから瓦も意識的に選別され、ここに遺棄された可能性がある。

#### （5）外郭西門跡周辺地区〔E区〕 第81・85・117・119・121次調査区

83点出土。長森丘陵西端北側緩斜面部は、政府西側地区〔D区〕と同様に鍛冶（一部鋳造）関連の工房群が位置する。操業の始期はD区より先行する9世紀中頃であり、終期は10世紀前半である。瓦は西門跡近辺が8点、残りは鍛冶関連遺構群周辺から出土している。

#### （6）政府北側地区〔F区〕 第60・75・89・113・133次調査区

37点出土。政府城外の北側、長森丘陵の北側裾部にある地区である。本地区内には政府東方地区〔B区〕同様に創建直前段階の堅穴建物跡（第75次調査SI842）が確認されており、SI842から2個体（第1図3、第2図6）の瓦が出土している。3は堅穴床面上から（写真1左）、6はカマド燃焼部上で確認されており（写真1右）、堅穴が人為的に埋め戻されていることとあわせ、瓦は意図的に置かれたと推測される。

また、丘陵北側裾部には十和田a火山灰降下後に外郭東門と外郭西門間を東西に結ぶ道路が新設されるが、第133次調査Aトレンチで確認された幅約3mの礫敷き路面（SM1818）中に瓦片が10点混在していた。

#### （7）外郭北門跡周辺地区〔G区〕 第2・107・111・112次調査区

59点出土。外郭北門跡近辺41点、北門跡北西側材木塀周辺10点、北門跡北東側材木塀周辺8点である。うち、北門跡北西部で材木塀に取り付く檜状建物跡の柱穴掘形から3点の瓦が出土している。檜状建物は7時期の変遷があり、1個体は1・2時期目のS B1203と7時期目のS B1210柱穴掘形出土片が接合した。本地区では59点中51点は遺物包含層（遺構外）出土である。

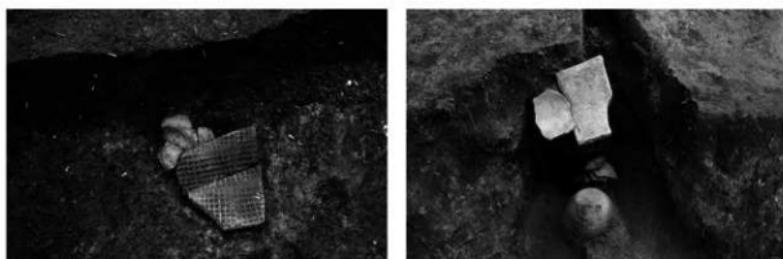


写真1 第75次調査SI842

## 堅穴建物跡出土の瓦

上左：床面出土の平瓦（第1図3）

上右：カマド燃焼部出土の平瓦

（第2図6）

下：瓦が出土したSI842

堅穴建物跡（北西→）



第5表 地区別出土瓦集計表

地区	地区名	調査面積	点数	重さ(g)	点数/面積	重さ/面積	I点あたりの重さ
A	政府	5.489m <sup>2</sup>	77	8,521g	0.014	1,552g	111g
B	政府東方	3.492m <sup>2</sup>	99	12,606g	0.028	3,611g	127g
C	ホイド溝木塀周辺	694m <sup>2</sup>	12	2,501g	0.017	3,604g	208g
D	政府西側	2.470m <sup>2</sup>	56	7,160g	0.023	2,895g	128g
E	外郭西門周辺	3.769m <sup>2</sup>	83	10,523g	0.022	2,792g	127g
F	政府北側	3.932m <sup>2</sup>	37	5,614g	0.009	1,428g	152g
G	外郭北門周辺	2.698m <sup>2</sup>	59	9,720g	0.022	3,606g	165g
H	外郭東門周辺	2.593m <sup>2</sup>	18	4,131g	0.007	1,593g	230g
I	外郭南門周辺	6.357m <sup>2</sup>	101	27,397g	0.016	4,310g	271g
J	外郭南門周辺	3.389m <sup>2</sup>	56	9,446g	0.017	1,754g	166g
K	外郭南東部	2.305m <sup>2</sup>	1	322g	0.000	0.140g	322g
L	真丘山壁部	250m <sup>2</sup>	1	116g	0.004	0.464g	116g
不明	-	5	669g	-	-	134g	
合計		37,438m <sup>2</sup>	605	95,226g	0.016	2,544g	平均157g

## (8) 外郭東門跡周辺地区【H区】 第9・61・68次調査区

18点出土。東門跡近辺11点、東門跡北・北西側7点である。後者は東門に接続する材木塀及び櫓状建物跡周辺出土である。出土点数はC区に次いで少なく、点数/面積比では最も低い。

## (9) 外郭南門跡周辺地区【I区】 第13・42・54・55・62・65・74・93・94・114次調査区

101点出土。南門跡近辺80点、南門南東側建物跡周辺8点、南門南西側建物跡周辺5点、その他8点である。本地区的特徴は、瓦は南門近辺に集中することと、1点あたりの重量にある。瓦の重量は

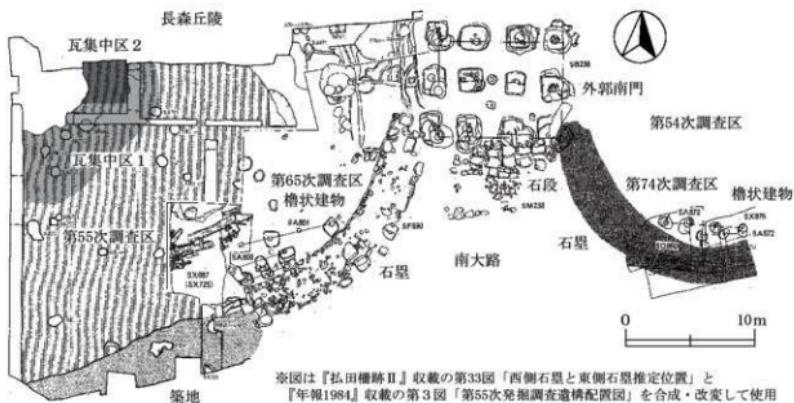
SI842は左写真手前中央に位置し、長軸4.4m × 短軸2.9mの長方形プラン。写真奥が政府城、政府区画の材木塀北西隅部までの距離は約30m。

上右は手前の土器がカマド火床面上の支脚として利用された土師器甕（倒立して確認、原位置を保つ）。瓦は奥右側で凹面を上にして出土。カマド袖部は残存しないと報告されていることから、堅穴を遺棄・埋め立てするにあたり、支脚を残したまま袖部は撤去（破壊）し、その後に意図的に瓦や土師器等を燃焼部に置いたと類推される。これは上右写真的床面出土平瓦も同様であり、瓦の下には土師器甕も置かれていた。



写真3 整備された外郭南門周辺の状況（南東→）

整備は創建時の姿を復元。南門は門柱のみを立体表示。石壁は高さ1.8~2.4m（基底幅3.3~3.6m）に復元しているが、当時の高さは不明。ちなみに外郭線材木柵の地上高は3.6m。創建時の両石壁の上には樋状建物が置かれていた。



第6図 外郭南門跡周辺の造構配置と瓦集中区

全地区平均は157gであるが（第5表参照）、本地区では271gとなり、うち南門西側の第55次調査では314g（52点）、南門東側の第54次調査で315g（9点）、同第74次調査では318g（11点）を計測する。瓦が最も集中的に出土しているのは第55次調査区であり、特にまとまりが見られるのは、調査区北西隅部の約10m四方の範囲内から44点出土している（第6図瓦集中区1）。なお、全体形状の明確な平瓦（第1図1）と丸瓦（第3図10）は共に、第6図・写真2瓦集中区2内出土である。

#### （10）外柵南門跡周辺地区【J区】 第7・10・44・92・93次調査区

56点出土。南門跡近辺に集中し、第92次調査区では出土38点のうち、南門跡西側4点、北側（南大路南端）6点、その他28点は南門跡東側隣接地（外柵材木塀近辺）にまとまる。このなかで南門跡東側の材木塀（SA1027）掘形内からの3点出土が特筆されよう。うち1点は第4図15に示した。外柵材木塀は創建時に建てられたことが材木の年輪年代測定結果（西暦801年）から判明しており、瓦が創建段階に持ち込まれていることが確認できる事例である。一方で外柵で囲まれた内側を流れる河川跡（S L1035）からは3点の瓦が出土しているにすぎない。

#### （11）その他の地区【K・L区】

K区は外柵南東部（第131次調査J区）、L区は真山丘陵部南東側（第8次調査区）であり、各1点のみの出土である。後者は旧仙北町歴史民俗資料館建設に伴う調査時出土である。

#### （12）出土瓦の接合関係

出土した瓦は同じ調査区内で数点が接合する場合もあるが、以下に紹介する2件は長距離間で接合事例である。

①I区の外郭南門西脇（第55次調査区）とD区の政庁西側（第118次調査区）である（第4図16）。両者は約190m離れて接合した。

②I区の外郭南門西脇（第55次調査区）とH区の外郭東門北側（第9次調査区）、外郭東門西側（第68次調査区）の3点が接合した。両門間は約420m離れている。

#### （13）小結

地区毎の分布・出土状況は上記のとおりであり、要点を整理すると大きく2点に集約される。

①瓦は創建直前段階には払田柵に持ち込まれていること。

②瓦の分布は、出土量と破片の大きさ（重量）や接合状況も加味するとI区の外郭南門近辺に最も集中し、ここから他地区へ二次的に移動した可能性が高いこと。

### 3 瓦は外郭南門の屋根に葺かれていた

前項までの情報を総合すれば、払田柵の瓦は創建期の外郭南門屋根に葺かれていたとしか考えられない。しかも、創建に伴い人为的に埋められた竪穴建物内や外柵材木塀の布掘り溝内から瓦が出土している事実は、外郭南門に瓦を葺く過程において生じた欠損品等が創建直前段階に既に意図的かつ広域に移動した結果であることを示す。

瓦の出土は、各1点のK・L区を除くと長森地区（A～I区）と外柵南門跡周辺地区（J区）に限定される。瓦が埋蔵されている地区を仮に、長森地区（長森丘陵を囲む外郭内、約163,000m<sup>2</sup>）と外郭南門～外柵南門間の南大路周辺地区（南北約250m×東西約150m）とすると、概算面積は約200,000m<sup>2</sup>となる。現在と同比率で瓦が埋蔵されていると仮定すれば、その推定量は539.6kgで瓦約180枚分と

なる<sup>(13)</sup>。未調査区内に多量の瓦を包含する土坑（瓦溜め）等が検出される可能性は否定はできないものの、それを加えたとしても、桁行9.4m、梁行7.0mの規模を有する掘立柱式八脚門<sup>(14)</sup>である外郭南門（SB230）の屋根を覆うにはあまりにも少なすぎる。これは秋田城跡外郭線南辺の築地が検出された第29次調査で、築地屋根から落下した多量の瓦を計量分析した結果<sup>(15)</sup>、築地の片屋根（棟から軒先までの長さを1mと仮定）のみ、かつ幅3mの範囲内で100枚（平瓦約60枚、丸瓦約40枚）もの瓦が葺かれていたことからも明らかである。

それでは外郭南門の屋根はどのような姿であったのか。官衙建物跡の調査事例や絵巻物（写真4・5）等から類推すれば、棟上にのみ瓦を積み上げる熨斗棟あるいは甍棟のような景観であったことになろう<sup>(16)</sup>。



写真4 屋根の棟飾りに瓦が  
描かれている絵巻物（1）

『石山寺縁起』卷四の十四紙より転載。石山寺縁起は正中年間（1324~26）の作とされるが、図版解説には、卷四是室町時代の補写とする。

小松茂美1988『石山寺縁起』  
日本の絵巻16 中央公論社



写真5 屋根の棟飾りに瓦が  
描かれている絵巻物（2）

『年中行事絵巻』卷三の十五・十六紙より転載。『年中行事絵巻』は後白河法皇（1127~92）の要望によって1165年前後に描かれたとされる。同絵巻には卷一の四・五紙、四十一~四十三紙、卷四の二十五・二十六紙などにも棟飾り瓦が見られる。

小松茂美1987『年中行事絵巻』  
日本の絵巻8 中央公論社

### おわりに

創建段階の外郭南門周辺は、払田柵内で最も「飾られた場」であると言える。正門である外柵南門をくぐり、幅員9m程の大路を北進し、幅7~9mの河川に架かる橋を渡り外郭南門に至る。南門の戸口に立つためには少なくとも5段の石段を登らなくてはならない。南門の両脇には大路側に張り出すように流麗なカーブを描く石垣（石星）が威圧的な存在感をもって位置する。両石星の上には櫓状建物が設置される。櫓はその機能上、区画施設の前面（外側）に柱を張り出させるのが通例であるが、ここでは石星の上に内側から乗りかかる構造を採る<sup>(17)</sup>。このことは外観を強く意識した設計と想定される。そして、石星の先は丘陵部を開む築地塀が接続する（第6図）。

さらに、外郭南門の東南東側約50mに位置する掘立柱建物跡は、南側に庇を伴う政庁正殿を模したような造りである。建物の位置や規模、出土遺物から、ここは創建段階において蝦夷に対する警備を担っていた場であった可能性が高い<sup>(18)</sup>。

801年頃に創建された払田柵は、当時どのような名称が冠されていたのか、未だに不明である。しかし、日本国の威信をかけて建設された城柵の一つであることは明白である。城柵官衙の設置が、「可視的な権威誇示が地方支配を行うにあたって重要であった」とする指摘<sup>(19)</sup>に従えば、まさしく払田柵の外郭南門周辺の諸施設は、これに呼応したものであり、瓦葺きの門建設も可視的な舞台装置の一つとして計画され、実行に移されたものと見ることができる。

【謝辞】本稿が成る契機には、大橋泰夫氏（島根大学法文学部教授）からの刺激があったことを記しておかなければならぬ。同氏は2009年5月に払田柵跡調査事務所にて出土瓦をつぶさに実見された。その際の多くの教示が本稿執筆に向かわせた最大の要因である。感謝いたします。また、秋田城跡の情報については伊藤武士氏（秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所）に、払田柵跡の過去の調査や整備に係る情報については山崎文幸氏（大仙市教育委員会文化財保護課）から提供を受けました。御礼申し上げます。

### 註、引用・参考文献

- 1 秋田県教育委員会1975~2010『払田柵跡調査事務所年報1974~2009』、2009年度まで36冊刊行  
正報告書は、秋田県教育委員会1985『払田柵跡Ⅰ政庁跡』、秋田県教育委員会1999『払田柵跡Ⅱ区画施設』、秋田県教育委員会2009『払田柵跡Ⅲ長森地区』の3冊、また払田柵跡についての情報は、払田柵跡ホームページでも公開している。<http://www.pref.akita.jp/hotta/index.html>
- 2 たとえば、新野直吉・船木義勝1990『払田柵の研究』文献出版／熊田亮介1997『雄勝城と払田柵跡』『あきた史記-歴史論考集』4／鈴木拓也1997『払田柵と雄勝城に関する試論』『東北文化研究室紀要』第38号など
- 3 『払田柵跡調査事務所年報』のなかの「調査成果の普及と関連活動」に「報告・発表」として集録。2009年度では、「払田柵跡-城柵の役割とその変化-」「第1回ふるさと考古学セミナー」（秋田県埋蔵文化財センター主催）／「発掘された払田柵跡-35年間の調査成果と今後の課題-」『古代城柵と蝦夷』講演会（秋田県埋蔵文化財センター主催）／「払田柵跡と大鳥井山遺跡」「国史跡へ大鳥井山遺跡」公開講座（横手市教育委員会主催）など
- 4 秋田城跡周辺で瓦が出土しているのは、隣接する秋田市後城遺跡と同市長岡遺跡・北野Ⅲ遺跡、潟上市（旧昭和町）羽白目遺跡である。生産遺跡では秋田市新城窯跡群に属する大沢窯跡Ⅰ・谷地Ⅱ遺跡とその南側に

立地する古城廻塙跡で須恵器と共に瓦を焼成していることが確認されている。瓦出土遺跡は秋田城跡より北側に位置しており、最も遠い羽白目遺跡は秋田城跡の北北東約13kmである。

秋田市教育委員会2002『長岡遺跡』／秋田市2001『古代の遺跡』『秋田市史 第七卷 古代史料編』

なお、新屋浜古墳（秋田市新屋）は1930年に木棺が確認され、『秋田県の考古学』によれば、木棺の「付近から、後に男瓦も発見されており、これは秋田城使用の瓦と思われる」と記されているが、瓦は現存せず、詳細不明である。奈良修介1967『有史文化』『秋田県の考古学』吉川弘文館

5 払田柵跡周辺で瓦が出土しているのは、近接する美郷町厨川谷地遺跡・森崎II遺跡のみで（両者の出土位置は第5図参照）、前者2点、後者1点にすぎない。厨川谷地の2点は相河川内出土であり、正格子叩きの平瓦である。瓦の特徴から両者とも払田柵から持ち込まれたと判断される。

秋田県教育委員会2005『厨川谷地遺跡』／美郷町教育委員会2008『城方小屋遺跡 森崎II遺跡』

6 横手市出土の瓦出土地は雄物川町十三塚遺跡と伝金沢地区（横手市金沢公民館保管）である。前者は丸瓦・平瓦各1点。後者は軒丸瓦1点、丸瓦2点、平瓦2点である。なお、十三塚遺跡は払田柵跡の南西約23.5km、金沢地区（金沢城跡までとして）は南に約11kmである。

島田祐悦2007『十三塚遺跡』『横手市史 資料編考古』／島田祐悦2007『収蔵資料紹介 ①兵部ケ沢遺跡・長谷堂遺跡出土の土偶 ②伝金沢地区出土の古代瓦』『平成18年度横手市郷土資料館紀要』第2集

7 由利本荘市内でも古代の瓦が採集されたとの情報もあったが、由理権・駅研究会の小松正夫氏によると、出土地不詳であるとの教示を得た。

8 秋田県内の瓦を対象とした論考は次のとおり。

奈良修介1958「秋田城址出土の文様瓦」『秋田考古学』第11号／上法香苗1958「秋田城址の瓦類について」『秋田考古学』第11号／高橋一夫1965「羽白目遺跡出土の布目瓦について」『秋田考古学』第25号／小松正夫1976「秋田城跡出土瓦について」『東北考古学の諸問題』／小松正夫1987「秋田城跡の瓦」『第13回古代城柵官衙遺跡検討会資料』／戸田有二1994「官衙に於ける瓦葺の終末ー出羽国・陸奥国を中心としてー」『古代官衙の終末をめぐる諸問題』第3回東日本埋蔵文化財研究会／利部 修1994「払田柵跡の平瓦渦巻文考」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第9号／佐川正敏1999「古代出羽国秋田城の積み上げ技法成形台一本造り軒丸瓦の研究」『東北文化研究所紀要』第31号 東北学院大学

9 広端・狭端の用語は、森郁夫2001『瓦』ものと人間の文化史 法政大学出版局による。

10 秋田城は最北の古代城柵であり、文献上では天平5（733）年、秋田「出羽柵」として創建される。天平宝字年間（760年頃）には「秋田城」として改修され、外郭区画施設と政庁城は10世紀中頃まで存続する。区画施設は創建から終末まで5時期、政庁城は7時期の変遷が確認されている。瓦は創建期（外郭I期）と8世紀末～9世紀初頭の大改修期（同III期）に認められる。前者は、外郭築地堀（基底幅2.1m）と政庁区画施設である築地堀（基底幅1.2m）の屋根に葺かれていた。外郭築地堀に接続する東門（八脚門）も本瓦葺屋根として復元され（写真6）、政庁築地堀に取り付く東門（棟門）も同様である。

伊藤武士2008『秋田城跡』同成社

11 平瓦と丸瓦が組み合わせられて屋根全体を覆う葺き形を指す（註9文献）。

12 瓦質土器は、その器質・文様などから「渤海産の可能性がある」ともされたが、現在まで当否の確認はなされていない。秋田県教育委員会2004『払田柵跡 第122次～124次調査概要』

13 A～J区の調査面積（34,883m<sup>2</sup>）、A～J区の出土瓦重量（94.119kg）であることから、34,883 : 94.119 = 200,000 : X、X=539.6kg、瓦1枚を3kgとして、539.6 ÷ 3 = 179.87 ≈ 180枚となる。

14 外郭南門は4時期（A～D期）の造営がある。創建段階（A期）の柱穴掘形は一部しか確認できず、柱間距離での規模は不明であり、本文中に表示の規模は2時期目（B期）の数字である。創建期の南門は、柱穴掘形が一辺1.5～1.6mの方形、径0.65mの柱痕跡が残る。柱穴掘形・柱痕跡は4時期のうち創建段階が最も規模が大きい。秋田県教育委員会1999『払田柵跡 II -区画施設-』

- 15 秋田城跡発掘調査事務所1981「第29次調査」『昭和55年度秋田城跡発掘調査概報』
- 16 写真4・5以外にも絵巻物には棟上にのみ瓦を積み上げる例が多く描かれている。たとえば、『一遍上人繪伝』には、一遍が京に上る前に伊豆国の大島社（神社）に立ち寄るが、鳥居の先に並ぶ一連の社殿には檜皮葺き屋根の棟上に瓦が描かれている（巻六の三紙）。
- 小松茂美1988『一遍上人繪伝』日本の絵巻20 中央公論社
- 17 門両脇の区画施設上に槽状建物が設置されるのは、外郭四門の共通点である。しかも創建期のみは、全てが乗りかかる構造、すなわち区画施設を跨がない景観を示し、第II期以降は全てが区画施設を跨ぐのである。ここからも創建期は外観を重視した設計であったと想定されるのである。
- 秋田県教育委員会2006「検出遺構の再検証—外郭線上に設置された槽状建物及び材木解の再検討」『払田柵跡調査事務所年報2005』
- 18 本建物を構成する柱穴から「小針部公調米五斗」と記された木簡が出土している。「調」は税のひとつで、出羽・陸奥の調庸物は京に納めるのではなく、蝦夷対策用に自国内に留め置くことが規定されている。従って「調米」とは、蝦夷への饗給用の食料として用意された米を指す。また、建物周辺からは「厨」の墨書き器も數点見つかっており、本建物内あるいは周辺で蝦夷に対する饗宴が行われていたと考えることができる。
- 19 大橋泰夫2010「地方官衙創設期の瓦葺建物について」『比較考古学的新地平』同成社



写真6 整備された秋田城跡外郭東門全景と屋根瓦復元施工状況

天平5（733）年に創建された当時の姿に復元。創建期には軒丸瓦・軒平瓦は未確認であることから、丸瓦・平瓦・熨斗瓦のみで復元。丸瓦の端部には漆喰を詰めて施工している。

## 秋田県における古代火葬墓の分布と変遷

高橋和成\*

### 1はじめに

秋田県における火葬墓についての研究は、今までそれほど多くの蓄積があるわけではない。それは火葬墓の発見のされ方が偶発的であったため、出土状況などの記録が保存されることなく消滅してしまうことに起因している。それでも『秋田県の考古学』(奈良・豊島1967)には7遺跡、『秋田県史一考古編一』(秋田県1977)には6遺跡の火葬墓が記載されており、当時の最大限の情報が集成されている。

このような状況の中、庄内昭男は火葬墓の新資料を加えた7遺跡を紹介し、埋葬状況や骨蔵器を分析することから古代・中世の火葬墓へアプローチしている(庄内1984)。庄内によると、火葬墓は骨蔵器よりわずかに大きい土坑を掘り、木炭を敷き詰めて骨蔵器を安置している。また、骨蔵器の分析により9世紀前半から10世紀前半までの年代観を示した。

沼山源喜治は北東北の古代・中世墓を集成している(沼山1985)。沼山は火葬墓及び土葬墓について東北地方、主に青森・岩手・秋田の3県を整理し、古代、古代～中世、中世の各時期の特徴をまとめている。火葬墓では墳丘・内部主体・骨蔵器・副葬品という視点から分析を行い、東北地方における古墳から火葬墓への移行は奈良末期～平安初期頃に推定している。また、平安時代における葬法は主に土師器・須恵器を骨蔵器として利用した火葬であるが、そのほか土葬墓として明らかものが若干みられる、としている。

これら2つの論考以降、秋田県内の古代火葬墓について論じたものは見当たらない。それは、それぞれの火葬墓から抽出できるデータには限りがあり、それが限界に達しているためと考えられる。特に火葬墓は出土状況が不明なもの、若しくは消滅しているものが多く、そもそも情報量が少ない。これまでの火葬墓という小さな枠組みの中での分析・検討という手法だけではなく、新たな方法論を用いたアプローチが必要になってきていると考える。そこで、本稿では1980年代後半以降、増加した火葬墓の基礎的データをまとめるここと、そしてそのデータに基づいた新たな方法を生み出すこと(試論)を目的としたい。

### 2古代火葬墓

遺跡名	埋葬状況	骨蔵器	遺物	時代	秋田県の考古学	秋田県史	庄内1984
1 南台火葬墓	墓坑に灰を敷き詰めて埋納	土師器+須恵器	角製陶破片	9世紀～10世紀	●	—	●
2 大船守火葬墓	詳細不明	土師器	9世紀	—	—	●	●
3 北野火葬墓	詳細不明	土師器	須恵器+須恵器	9世紀～10世紀	●	●	●
4 滝内火葬墓	墓坑に灰を敷き詰めて埋納	土師器	須恵器	9世紀～10世紀	—	—	●
5 牧田城跡・神屋敷地区	墓坑に土師器を埋納	土師器+5個	1つには「佛」の墨書き	9世紀後半	●	—	—
6 佐土森火葬墓	詳細不明	須恵器+須恵器	9世紀	●	●	●	●
7 岩土山火葬墓	自然の崖地に灰を敷き詰め埋納	土師器+鉢	(重)	9世紀～10世紀	●	●	●

表1 研究史にみる火葬墓一覧

表1は古代火葬墓の一覧であり、図1の番号と対応している(註1)。このうち1～7はこれまでの集成や論考で紹介されている。そのため本節では、それら以外の火葬墓についての立地・形態・骨蔵器・時期などを一部古代から中世に及ぶ資料を含め、整理し紹介したい。

\*秋田県埋蔵文化財センター文化財主事



図1 秋田県における火葬墓の分布

## 8 外荒巻館跡（能代市教委2002、図6）

能代市外荒巻に所在し、米代川右岸の海成段丘面上に立地する。火葬墓は2基検出されており、平面プランが楕円形の土坑に骨蔵器を埋納している。遺構内堆積土には炭化物・焼土が含まれている。骨蔵器はいずれも土師器で、坏を合わせ口にしたものと、甕に坏を転用して蓋をしたものがある。骨蔵器内部には粉状になつた骨片が残存しており、科学分析の結果ヒトの骨が被熱を受けたものであると判明している。時期は出土した遺物から9世紀後半から10世紀前半と考えられる。

## 9 鴨巣1遺跡（秋田県教委2007、図9）

能代市田床内に所在し、太平山地に連なる轍山丘陵地の先端の中位段丘面に立地する。北2kmには米代川が西流している。火葬墓は2基見つかっており、いずれも隅丸方形の平面プランを持ち、規模・長軸方向なども類似している。一方のSK161からは土師器甕・坏が炭と骨片とともに出土している。もう一方のSK162からは土器や骨片は出土していないが、底面上には炭化物層が広がっている。出土した骨片の放射性炭素年代測定と他の遺構から出土している遺物から10世紀後半の年代が与えられる。

## 10 からむし岱I遺跡（秋田県教委2002、図8）

北秋田市鷹巣に所在し、米代川左岸の河岸段丘第5段丘面上に立地する。火葬墓は1基検出されており、平面形は不整楕円形に溝が直交する十字形を呈する。出土遺物は無く、形態は中世に多いタイプのため、報告書では中世の遺構としているが、放射性炭素年代測定によれば10世紀後半から11世紀前半を示している。また、遺跡内には中世の遺構は無く、古代の集落であることから火葬墓の時期も古代に含まれると考えられる。

## 11 地蔵岱遺跡（秋田県教委2008）

北秋田市森吉に所在し、米代川の支流である小又川中流域左岸の低位段丘面に立地する。火葬墓は31基検出されており、平面プランは不整楕円形もしくは不定形である。土坑内の堆積土には骨片と炭化物が含まれているが、いずれからも骨蔵器は出土していない。遺跡の遺構内外出土の遺物から古代末から中世初頭の集落であることから、火葬墓の時期も古代には収まりきらないが、古代から中世への過渡期の例として紹介しておきたい。

## 12 盤若台遺跡（秋田県教委2001）

三種町鹿渡に所在し、出羽丘陵北西部辺、旧八郎潟東岸の海成段丘上面に立地する。20基の火葬墓と5基の方形周溝墓（註2）が検出されている。火葬墓の平面プランは楕円に焚き口が付く十字形、円

形・楕円形、不整形の3つのタイプがあるが、いずれも骨蔵器は伴わない。遺構内の堆積土には人骨を含むものと含まないものがあり、含まないものには焼土が充填しており火葬場の可能性が高い。この火葬墓群は報告書での指摘の通り、隣接する方形周溝墓と関連した遺構と考えられる。時期は出土した中国陶磁器より12世紀末から13世紀前半であると考えられ、そのような遺物を持つことができた有力者の墓であるとしている。地蔵岱遺跡同様、古代末から中世への類例として紹介しておく。

#### 13 開防遺跡（五城目町教委2002、図7）

南秋田郡五城目町に所在し、南方を流れる馬場目川の右岸の沖積低地、堆積作用による自然堤防上に立地する。火葬墓は3基検出されているが、そのうちの2基は掘り方が確認されていて25~30cm×30~40cmの楕円形墓坑である。骨蔵器には土師器が使用されており、埋納状況がわかるものは2つの壺を合わせ口にしたタイプである。この骨蔵器から9世紀第4四半期から10世紀前半という年代が考えられる。

#### 14 松館遺跡（秋田県教委1991a）

秋田市金足に所在し、八郎潟に向かって張り出す丘陵地の先端の南に向かって小さく突出する舌状部分に立地する。名前の通り、当初は中世城館跡として調査を行ったが、堀切と見られていた北側の切り通しがトロッコ道と判明したなど、城館跡に関連した遺構・遺物は見つかっていない。そのような状況で火葬墓4基が検出されている。土坑状の掘り込み内から炭と骨片が見つかっているが、骨蔵器は無い。報告書では骨蔵器を持たないこと、土壤の形状が中世の火葬墓と類似していることなどから、火葬墓の年代を中世としているが、放射性炭素年代測定では古代を示していることから、ここで紹介しておく。

#### 15 地蔵田A遺跡（秋田市教委1994、図5）

御所野台地の南側、上野台II段丘面上に立地し、遺跡の約3km西側には雄物川が北西に向かって流れている。2基の土坑から焼けた人骨と炭が出土している。土坑の平面形はいずれも判然としていないが、60cm×30~40cmの範囲からの出土である。土坑内で火を焚いた痕跡はなく、土器も出土していない。報告書では中世の火葬墓と想定しているが、遺構外出土の第VII群とした土師器鉢は9世紀後半から10世紀しており、2基の火葬墓もこの時期の可能性が考えられる。

#### 16 小出I遺跡（秋田県教委1991b、図2~4）

大仙市南外に所在し、横岡川右岸の出羽丘陵高位段丘面に立地する。火葬墓は5基見つかっており、いずれも土坑内に土師器若しくは須恵器を骨蔵器として埋納し、炭を充填している。骨蔵器には壺を合わせ口にしたタイプ、甕・壺を倒立させるタイプ、壺に壺で蓋をするタイプがある。これらの土器から火葬墓の時期は10世紀前半頃と考えられる。

#### 17 小出II遺跡（秋田県教委1991b）

大仙市南外地区に位置し、横岡川右岸の出羽丘陵高位段丘面に立地する。盛り土からの出土であるため原位置を保ってはいないが、骨蔵器と考えられる土師器の小型甕と壺が炭と骨片とともに出土している。時期は小出I遺跡同様10世紀後半頃と考えられる。

#### 18 払田柵跡（秋田県教委・払田柵跡調査事務所2005・2006）

大仙市払田・美郷町本堂城回に所在する城柵官衙遺跡である。遺跡は真山・長森の丘陵を中心として、北側を川口川・矢島川、南側を丸子川に挟まれた沖積低地に立地する。これまでの調査で古代の

火葬墓は真山地区から 2 基検出されている。そのうちの 1 基は 125 次調査で検出された。長軸 105cm、短軸 85cm の平面プランが方形の土坑に土師器長胴甕を骨蔵器として埋納している。この火葬墓の年代は土坑の掘り込み面が十和田 a 火山灰降下後であることや、土器の観察により 10 世紀代とされており、払田柵が機能していた時期の墓であると考えられる。もう 1 基は堅穴状遺構中から見つかっている。この遺構の床面直上には、全面に火を受け煤状炭化物が付着した礫があり、この下から骨片が出土している。さらに骨片の下には柱穴状の浅い掘り込みがあったが、遺物・骨片は出土していない。遺物が少なく詳細な時期は不明であるが遺構の掘り込み面から古代のものであると推定される。

以上が秋田県内における古代火葬墓をまとめたものであるが、以下でその特徴を整理してみる。

- ① 全ての墓が台地や丘陵上に立地する。
- ② 墓坑内には炭が敷き詰められることが多い。

火葬しているため、炭化物が含まれているのは当然であるが、南台火葬墓や湯向火葬墓の例のように、明らかに火葬場所とは異なる埋葬場所である墓坑内を炭で充填していることから、何らかの意味があると思われる。

- ③ 骨蔵器を持つ墓と持たない墓がある。

骨蔵器は壺を合わせ口にするタイプ、甕や壺に壺や鉢を転用して蓋をするタイプ、甕や壺を倒立させるタイプがある。骨蔵器を持たないものには、からむし岱遺跡、地蔵岱遺跡、盤若台遺跡、松館遺跡の 4 例あるが、からむし岱遺跡を除く 3 遺跡は古代末から中世の時期であることから、葬制としては骨蔵器を用いるものよりは後出のものと考えられる。

- ④ 墓坑には土坑状のものと焚き口を持つものがある。

ほとんどの墓は円形、楕円形、不整楕円形、不整形のいずれかの平面プランを持つ墓坑であるが、からむし岱遺跡や盤若台遺跡では焚き口が直交して十字形を呈するものがある。焚き口があるということは、すくなくとも火葬場であることが想定でき、他の埋葬場所としての火葬墓とは異なった性格を持つ可能性がある。また、払田柵跡から見つかっている堅穴状遺構内の火葬墓も形態としては類例が無く特殊なものである。

- ⑤ 同遺跡内に周溝墓が存在するものがある。

秋田県内では 8 世紀から 10 世紀頃まで築造された末期古墳<sup>(注3)</sup>の形状に多くみられる周溝墓が火葬墓に隣接している例がある。盤若台遺跡では 5 基の方形周溝墓が検出され、隣接する火葬墓には人骨が全く残っていないものもあり、埋葬場と火葬場という関係であった可能性が高いとされている(秋田県教委 2001)。このような周溝墓と火葬墓との関係から、骨蔵器を持たない火葬墓は火葬場であって、拾骨後は周溝墓のような別の埋葬場所に埋納されているケースも考えられる。同じく周溝墓が検出されている遺跡に、小出 I 遺跡、外荒巻館跡、開防遺跡などがある。

### 3 他の古代墓との関連

前節で火葬墓と周溝墓の関係について述べたが、火葬墓についての理解を深めるためには同時代の他の遺構との関連が非常に重要である。その手始めとして、火葬墓以外の古代墓をまとめてみたい。表 2 は払田柵跡調査事務所が提示している「秋田県古代・中世墓一覧」のデータベースから古代墓を抽出し、それを元に作成したものである。これによれば火葬墓以外の形態には大別して周溝墓と土坑

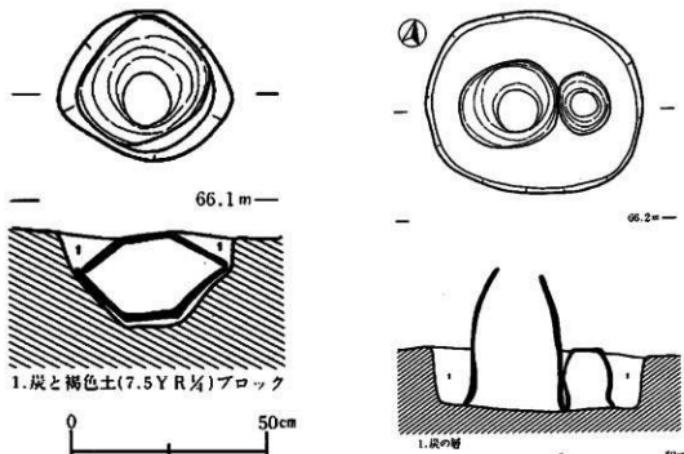


图2 小出I道路 火葬墓-1

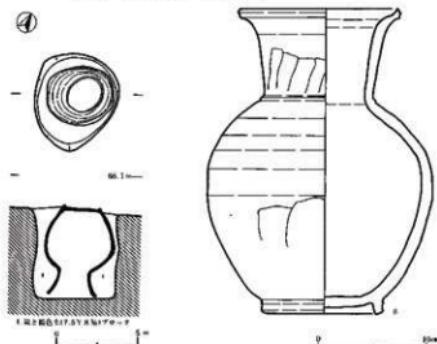


図5 地藏田A遺跡 火葬墓

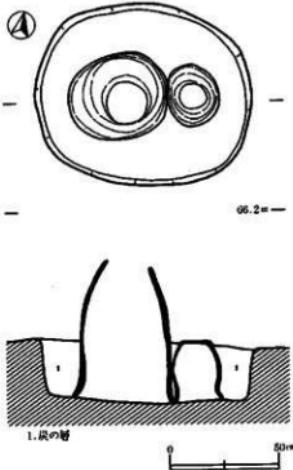
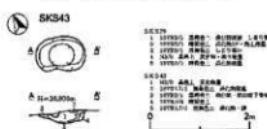


図3 小出1遺跡 火葬墓-2



171

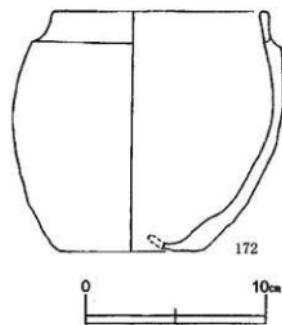


図6 外荒巻館跡 火葬墓

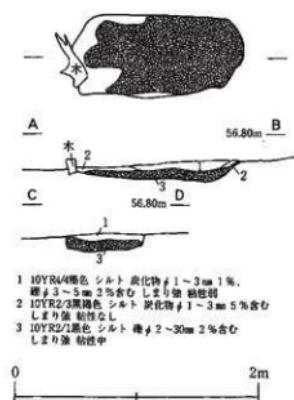
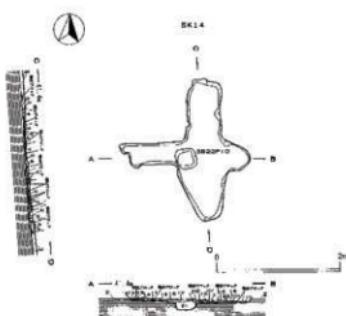
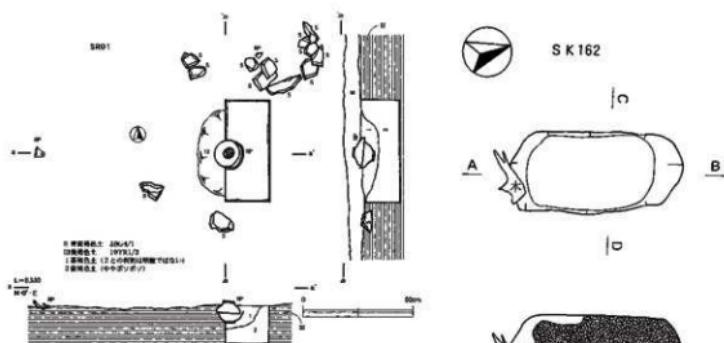


図10No.	遺跡名	基數	遺構	副葬品・遺物	時期
1	33 杣草坂古墳	3基	マウンド・石室か	勾玉他玉類・刀装具	詳細不明
2	34 三光塚古墳	1基	マウンド	勾玉他玉類	詳細不明
3	35 岩野山古墳群	30基以上	組合式木棺・周溝・墓坑	鍔手刀、刀、馬具、土師器、須恵器	8世紀後半～9世紀前半
4	36 新屋浜古墳	不明	組合式木棺	不明	不明
5	37 久保台古墳	不明	不明	鍔手刀、刀、馬具、土師器、須恵器	8世紀～9世紀
6	38 小岡地古墳群	不明	周溝か	鏡・腰刀・刀・刀・馬具、土師器	8世紀後半～9世紀初頭
7	39 船美塚古墳群	17基以上	周溝・墓坑・繩列	勾玉他玉類・鐵器、ガラス玉、土師器、須恵器	8世紀
8	40 柏原古墳群	64基以上	周溝・墓坑	土師器・須恵器・鉄製品	8世紀後半～9世紀代

※小松2004一部改変

表3 秋田県末期古墳一覧

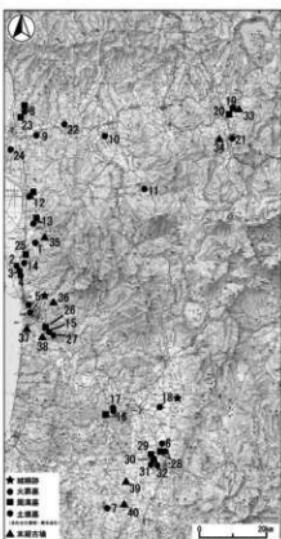


図10 古代墓の分布

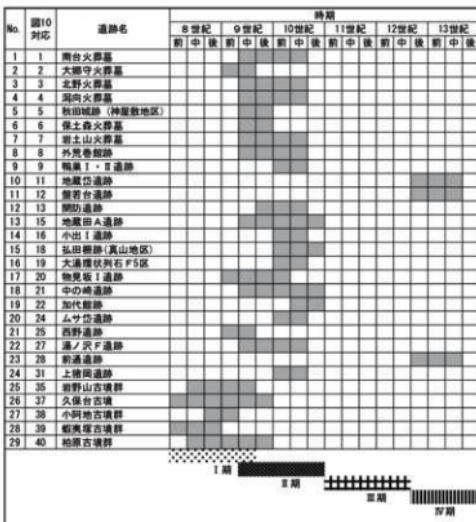


表4 古代墓の変遷

この古代墓の分布を見ると、米代川流域（Aグループ）、雄物川下流と旧八郎潟沿岸部（Bグループ）、横手盆地（Cグループ）という3つのグループに分かれる（註4）。この分布は当然、集落遺跡の分布にも重なるものであるが、沿岸南部の由利・本荘地区に分布が見られないのが一つの特徴である。表4は古代墓の中で構築時期がある程度絞り込んでいる遺跡を示したものである。古代墓の構築時期は大きく4時期に分けることができ、第Ⅰ期（9世紀前半まで）、第Ⅱ期（9世紀後半～10世紀後半）、第Ⅲ期（11世紀前半～12世紀後半）、第Ⅳ期（12世紀末～13世紀前半）となる。これを時期別に分布であらわしたもののが図11～13である（註5）。

第Ⅰ期は末期古墳が主体の時期であるが、火葬墓の初現である大郷守火葬墓や周溝墓の物見坂I遺跡・西野遺跡が後半に現れる。現在のところ秋田県における火葬導入はこの時期であり、第Ⅰ期の前半には秋田城が、後半には払田柵が成立している。第Ⅱ期は火葬墓が急増する時期であり、火葬がある一定の社会層に普及した時期であると考える。同時に周溝墓や土坑墓の数も増加しており、この時



図11 古代墓の分布 第Ⅰ期



図12 古代墓の分布 第Ⅱ期



図13 古代墓の分布 第Ⅳ期

期の前半で築造が終わる末期古墳の墓構築手法や思想が周溝墓として受け継がれていると考えられる。第Ⅲ期は古代墓の数が激減する時期であり、時期が特定できているものでこの時期に入るものはない（註6）。いずれにせよこの時期の古代墓は相対的に少ないとすることが言える。第Ⅳ期は古代末から中世の過渡期の時期である。この時期に含まれる地蔵岱遺跡や盤若台遺跡は一遺跡における火葬墓の検出数が多く、それぞれ31基と20基である。この時期は骨蔵器を持たず、焚き口があることなどからも火葬場としての火葬墓も含まれていると考えられる。数が増加することや形態が変化していることなどから考えると、火葬がさらに広い社会層に広がった、若しくは葬制自体に何らかの変化があったということが想定される。そういう意味ではこの第Ⅳ期が火葬墓にとっての一つの転換期とすることができる。

#### 4 まとめ

これまで秋田県内の古代火葬墓の特徴を抽出し、さらに同時代の墓を加え、分布と時期に注目し整理してきたが、ここで若干のまとめを行いたい。

火葬墓は台地や丘陵上に占地され、第Ⅱ期までは骨蔵器が用いられる場合が多く、これに焼骨を納めた墓坑内に埋納される。この際に炭を意図的に充填している例が多い。数が激減する第Ⅲ期を経て第Ⅳ期になると一遺跡内の火葬墓の数量は増加する。骨蔵器は用いられずに墓坑内に埋納されるが、焚き口を持つタイプもあり、埋葬施設としての墓坑ではなく火葬施設としての土坑である構造も含まれると考えられる。分布に注目すると第Ⅰ期では末期古墳を除けば、Bグループに集中していることが分かる。このグループには秋田城跡があり、火葬墓の導入・成立にはやはり律令制を通じた中央政府との関係の拠点である秋田城が大きく関わっている可能性が指摘できる。第Ⅱ期になると3グループ

の分布が顕著に現れ、古代墓の数も増加した。先述したようにこの時期に火葬墓が一定の社会層に普及したと考えられ、最初の転機であると言える。第Ⅲ期には何らかの理由により古代墓の数は減少している。第Ⅳ期に入ると火葬墓の形態に変化が見られることから、さらに広い社会層に火葬が普及したと推測し、もう一つの転機となる。

以上、古代火葬墓を中心に整理を進めてきたが、当初の目的であった基礎データの構築としてはそれなりに提示できたつもりである。また、今後の研究のためには分布論または、他の遺構を含めた総合的な分析が必要である、という方向性を示すことができたようだ。しかし、まだまだ表面的な分析であり、今回分布から分けた各グループ内での集落遺跡や遺物を含めた狭い範囲での分析、さらには文献を援用した検討など、今後の課題が鮮明となった。これらの課題を消化していくことで秋田県内の古代墓にアプローチしていきたいと考える。

#### 【註】

【註1】図1及び図10～13は国土地理院発行の1：200,000地形図「秋田（平成6年）」、「弘前（平成17年）」、「新庄（平成5年）」を元に作成した。

【註2】報告書では、方形周溝としているが、墓である可能性が高いと考えられるため、ここでは方形周溝墓と表記する。

【註3】末期古墳とは東北地方や北海道に分布する周溝を持つ小型の円墳である。「終末期古墳」または北海道では「北海道式古墳」など様々な名称があるが、本稿では「末期古墳」とする。

【註4】3つグループ分けを行ったが、Aグループの米代川上流域の鹿角地域と下流域の能代地域はグループとしては分けられると思われる。本稿ではグループ個別の詳しい分析までは至っていないため大別して3グループとした。今後の課題としている。

【註5】第Ⅲ期は遺跡の分布がみられないことから図示はしていない。また、第Ⅳ期は中世に入っているため、図示した以上の墓があるが、本稿では古代墓に絞っているため図示していない。中世墓へどのように移行していくのか、これも今後の課題としている。

【註6】からむし岱遺跡の大葬墓は放射性炭素年代測定によれば、第Ⅲ期に含まれるが集落としての時期は第Ⅱ期であり、不確定なためここでは除外した。

#### 【参考文献】

秋田県1977『秋田県史－考古編－』

秋田県教育委員会1981『杉沢台遺跡・竹生遺跡発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第83集

秋田県教育委員会1982『東北縱貫自動車道発掘調査報告書V－上松岡IV遺跡・鶴林遺跡・案内II遺跡・猪ヶ平I遺跡－』

秋田県文化財調査報告書第91集

秋田県教育委員会1984『東北縱貫自動車道発掘調査報告書VI－柏木森遺跡・中の崎遺跡・明堂長根遺跡－』

秋田県文化財調査報告書第105集

秋田県教育委員会1987『大沢沢遺跡発掘調査－一般国道13号御所野延幅事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－』

秋田県文化財調査報告書第151集

秋田県教育委員会1990『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書V－手取清水遺跡－』秋田県文化財調査報告書第190集

秋田県教育委員会1991-a『秋田外環状道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書I－大沢遺跡・松館遺跡－』

秋田県文化財調査報告書第204集

秋田県教育委員会1991-b『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅱ－小出I遺跡・小出II遺跡・小出III遺跡・小出IV遺跡－』

秋田県文化財調査報告書第206集

秋田県教育委員会1991-c『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書X－上猪岡遺跡－』秋田県文化財調査報告書第208集

秋田県教育委員会1991-d『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書X-1－竹原窯跡－』秋田県文化財調査報告書第209集

秋田県教育委員会2001『磐若岱遺跡－一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書V』

秋田県文化財調査報告書第319集

- 秋田県教育委員会2002『からむし岱Ⅰ遺跡－大館能代空港アクセス道路整備事業発掘調査報告書－』  
秋田県文化財調査報告書第339集
- 秋田県教育委員会2003a『前通遺跡－県営は場整備事業杉沢地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－』  
秋田県文化財調査報告書第351集
- 秋田県教育委員会2003b『西野遺跡－日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XVII－』  
秋田県文化財調査報告書第360集
- 秋田県教育委員会2005『ムサ岱遺跡－一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XII－』  
秋田県文化財調査報告書第396集
- 秋田県教育委員会2007『鶴巣館跡・鶴巣Ⅰ遺跡・鶴巣Ⅱ遺跡－一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XIX－』秋田県文化財調査報告書第422集
- 秋田県教育委員会2008『地蔵岱遺跡－森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XIX－』  
秋田県文化財調査報告書第434集
- 秋田県教育委員会・秋田県教育庁弘田櫛跡調査事務所2005『弘田櫛跡調査事務所年報2004弘田櫛跡第125次～128次調査概要』  
秋田県埋蔵文化財調査報告書第400集
- 秋田県教育委員会・秋田県教育庁弘田櫛跡調査事務所2006『弘田櫛跡調査事務所年報2005弘田櫛跡第129次～131次調査概要』  
秋田県埋蔵文化財調査報告書第414集
- 秋田市教育委員会1986『秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書－地蔵田B遺跡・台A遺跡・湯ノ沢Ⅰ遺跡・湯ノ沢F遺跡－』  
秋田市教育委員会1994『秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書－地蔵田A遺跡－』  
鹿角市教育委員会1998『特別史跡大潟環状列石発掘調査報告書（14）』鹿角市文化財調査資料61
- 鹿角市教育委員会2006『物見坂Ⅱ遺跡（2）・物見坂Ⅰ遺跡－中山間地域総合整備事業関連遺跡発掘調査報告書－』  
鹿角市文化財調査資料86
- 五城目町教育委員会2002『消防遺跡－湖東総合病院建設に伴う敷地造成工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－』  
五城目町埋蔵文化財発掘調査報告書第8集
- 小松正夫2004『秋田県の古墳概説』『出羽の古墳時代』川崎利夫編 高志書院
- 庄内昭男1984『秋田県における古代・中世の火葬墓』『秋田県立博物館研究報告第9号』秋田県立博物館
- 奈良修介・豊島昂1967『秋田県の考古学』吉川弘文館
- 沼田源喜治1985『東北北部の古代・中世墓について』『日高見國一菊池啓治郎学兄還暦記念論集－』菊池啓治郎学兄還暦記念
- 能代市教育委員会2002『外荒巻館跡－土砂採取事業に伴う緊急発掘調査報告書－』能代市埋蔵文化財発掘調査報告書第13集
- 横手市教育委員会1984『オホン清水－第3次遺跡発掘調査報告書－』横手市文化財調査報告10

## 県指定有形文化財「経甕（片口ふたつき）1個」について

櫻田 隆<sup>\*1</sup>・栗澤光男<sup>\*2</sup>・深沢恵里子<sup>\*3</sup>

秋田県教育委員会が編集し、平成元（1989）年3月に刊行した『秋田県の文化財』の210頁に「経甕（片口ふたつき）1個」が図版紹介されている（第1図）。

同書400頁にある図版解説には、「この経甕は山本郡二ツ井町荷上場高岩山の中腹、五輪台から昭和9年荷上場消防組の人たちによって発見されたものである。

記録によると、5m×3mほどの範囲から7個の須恵器、土師器が出士したという。現在残っているのは須恵器甕2個、須恵器四耳壺、片口浅鉢の4個である。指定になっている須恵器甕は口縁が外反し、胴部上半に最大幅のある器形をなす。頸部から口縁部及び胴下半部はロクロ整形、胴部は叩きによって整形され、叩板の文様がきれいに出ている。他の一つの甕は写真のものと同じ器形と特徴をもっているが、口縁が写真のものほど外反しない。これには片口浅鉢が蓋として使用されていた。

四耳壺は口縁部が欠けている。片口浅鉢を蓋として使用していた甕の出土状態は、玉石を敷いた上に平らな石を置き、その上に甕を埋設、その周囲を平らな石で囲み、蓋の上にも2個の石を置き、さらにその上に玉石で覆うというものである。これらの遺物と出土状態から、中世初期の経甕と考えられる。』と記述されている。

その後、秋田県教育委員会が編集し、（株）カッパンプランから平成16（2004）年3月に刊行された『秋田の史跡・考古』に「玉石に覆われた中世の経甕」というキャッチフレーズで二ツ井町荷上場字柳生（個人蔵）の「経甕（片口ふたつき）」が紹介されている。甕と片口鉢の2点が写真で提示され、その説明には「きみまち阪公園の北側にある五輪台経塚から、昭和9（1934）年に発見された甕です。玉石を敷いた上に平らな石を置き、その上に片口の浅い鉢で蓋をした経甕をすべて、周囲を平らな石で囲い、蓋の上に2個の石を置き、さらにその上を玉石で覆っていました。中味は残っていませんでしたが、出土状態や甕の形から、中世初め頃のものと考えられています。』と記されている（同書48頁）。

この『秋田の史跡・考古』の説明文は、『秋田県の文化財』の解説文をほぼ踏襲しているように見えるが、『秋田県の文化財』では指定になっている須恵器甕とは別個体の「他の一つの甕」である「片口浅鉢を蓋として使用していた甕」の出土状態を記述しているのに対し、『秋田の史跡・考古』では指定された経甕自体の出土状態に変更されているのではないかとの疑問を持つとともに、『秋田県の文化財』のこの細部にまで詳しい説明文の典拠となった「何かしらの報告文書」が存在するのではないかと興味をもつようになった。

また、『秋田の史跡・考古』50頁には、「日本最北に位置する中世の陶器窯」とのキャッチフレーズ

<sup>\*1</sup>秋田県埋蔵文化財センター所長 <sup>\*2</sup>秋田県埋蔵文化財センター副主幹 <sup>\*3</sup>秋田県埋蔵文化財センター調査・研究員



第1図 経甕写真（転載）

で二ツ井町駒形字茂谷沢の「エヒバチ長根窯跡」が紹介され、「通称茂谷沢の北側斜面にある鎌倉時代前半の窯跡です。昔からすり鉢（エヒバチ）に似た破片が見つかり、エヒバチ長根と呼ばれています。発掘調査では3基の窯跡が確認され、生産された器種は、甕、片口鉢、鉢、四耳壺から経筒容器など8種ほどあります。五輪台経塚出土の県指定の経甕はこの窯の製品です。」との説明がある。

『秋田の史跡・考古』の二つの説明文から推測すると、監修者はこの県指定有形文化財である「経甕（片口ふたつき）」は、鎌倉時代前半に操業した地元の「エヒバチ長根窯跡」で生産され、五輪台経塚に埋納されたものと認識していることになる。

筆者の一人である櫻田は、平成元（1989）年に秋田県教育委員会が刊行した『秋田県の文化財』の編集担当者から写真撮影を頼まれ、二ツ井町教育委員会宮腰陸奥男社会教育係長（当時）の案内でこの「経甕（片口ふたつき）」を昭和63（1988）年に実見し、撮影したことがある。このとき短時間ながら宮腰係長の紹介で所蔵者の吉田昭治氏と面談し、所蔵者の実父である故吉田礼三氏が収集した考古資料や麻生遺跡の出土品、東京帝国大学などに麻生遺跡の出土品が所蔵される経緯の裏話などを伺うことができた。しかし、このときには、五輪台経塚という地名は出てきたが、あまり関心が無かつたこともあり、出土状況などの詳しいいきさつには触れずじまいであった。

しかし、平成元（1989）年10月には、櫻田が二ツ井町教育委員会の依頼でエヒバチ長根窯跡の範囲確認調査を担当したこともあり、平成16（2004）年3月刊行の『秋田の史跡・考古』に「玉石に覆われた中世の経甕」というキャッチフレーズで紹介された五輪台経塚出土の経甕の出土状況について興味を持つようになった。

この「経甕（片口ふたつき）」の秋田県文化財指定に至るまでの経過は、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室に保管・管理されている文化財指定資料綴りによると以下のとおりである。

昭和46（1971）年5月22日開催の第62回秋田県文化財専門委員会で吉田礼三氏から申請のあった「①麻生遺跡出土品、②経甕」も審議されたが、「以上2件については個数もはっきりしないし、あらためて豊島専門委員が調査することとし今回は保留。」となっている。

#### 「第62回秋田県文化財専門委員会資料」

##### 経甕

1 種類 考古資料

2 員数 2個

3 性質及び形状

平安時代末期の経塚から出土

4 由緒及び沿革

昭和9年6月19日荷上場消防組発掘。以後吉田宅にて保存。

出土地 二ツ井町荷上場高岩山中字五輪台

俗称 御座堂遺跡

5 参考事項

高岩山は、慈覚大師開基と称せられる密乗寺頂上近くに社現存。遺跡はその中腹にて寺跡を示す土台石など近くにあり、當時寺社数多く建立していたものようである。

6 申請者

山本郡二ツ井町荷上場 吉田礼三

その後、豊島専門委員がどのような調査をしたのか資料が残されていないので不明であるが、昭和46（1971）年10月22日～23日開催の第63回秋田県文化財専門委員会の答申にもとづき、「経甕1個」として昭和46（1971）年12月18日に秋田県重要文化財に指定されている。

「秋田県文化財の指定に関する議案の指定について」と題する文書によれば、秋田県重要文化財指定書の内容は、

1 名称

経甕（片口ふたつき）

2 品目

1個

3 指定年月日

昭和46年12月18日

4 所在の場所

山本郡二ツ井町荷上場字柳生

5 所在者

吉田礼三

6 種類

考古資料

7 品質及び形状

須恵器

となっている。現在は、記号番号 考古資料23 名称 経甕（片口ふたつき）1個として、秋田県指定有形文化財に指定されている。

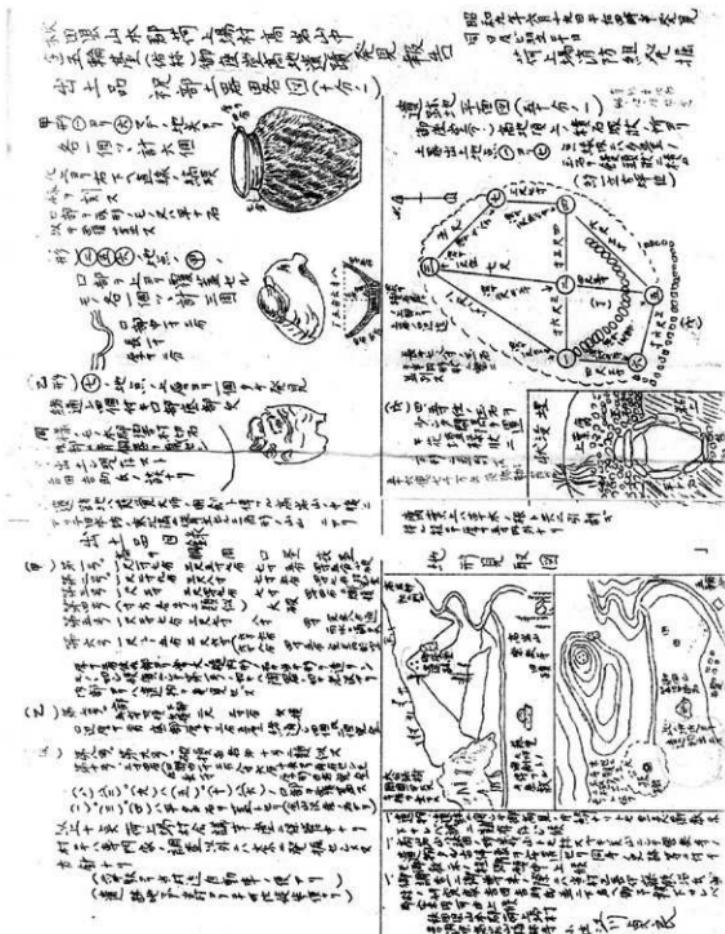
当センターの平成22年度第1回企画展『発掘「秋田の中世」』が平成22年5月29日から9月26日まで当センター特別展示室で開催され、その関連イベントとして8月7日に第2回ふるさと考古学セミナー『秋田の中世窯業』が当センター第1研修室で開催された。

大仙市教育委員会文化財保護課の山崎文幸主幹による「大仙市南外桧山腰窯跡について」の講話の後、櫻田が「能代市二ツ井エヒバチ長根窯跡の調査」について発表することになり、資料作成時に、五輪台経塼のある高岩山の写真を探して当センター所蔵図書を涉獵中、偶然にも「資料の発見」をすることができた。

その資料は、平成10（1998）年3月に二ツ井町史編纂委員会が監修し、二ツ井町教育委員会が刊行した『二ツ井町史稿NO.18 高岩山・七座山とその周辺』と題する冊子である。収藏された当時は書名から山岳信仰に関する資料集だと短絡的に考えて読んでいなかったものである。

「発刊によせて」と題する序文には、町史編纂委員である畠山孝夫氏が、所有する貴重な資料をもとに高岩山について執筆されたと記されており、「高岩山の遺物（イ）経甕」の項目がある（同書12

頁)。13頁には曹洞宗高岩山梅林寺住職の江川貞良氏が記録したと考えられる「秋田県山本郡荷上場村高岩山中(字)五輪臺(俗称)御座堂高地遺蹟発見報告 昭和9年6月19日午後4時半発見 同日及び翌20日 荷上場消防組発掘」という後年、県指定有形文化財となる經甕(片口ふたつき)の発見当時の状況を図示した手書きの報告が掲載されていた(第2図)。



第2図 「二ツ井町史稿No.18 高岩山・七座山とその周辺」から転載の発見報告

活字化すると次のようになる。(原文縦書き、片仮名は平仮名に直す)

秋田県山本郡荷上場村高岩山中

昭和9年6月19日午後4時半発見

発見報告

同日及び翌20日

字) 五輪臺（俗称）御座堂高地遺蹟

荷上場消防組発掘

出土品 祝部土器略図(10分ノ1)(原文縦書き)

甲形①より⑥までの地点より

各1個づつ計6個

左上より右下へ直線の縞模

様を刻す

口部を丙形のもの又は平らな石

を以て覆蓋す



(丙形) ②⑤⑥の地点の甲の

口部を覆蓋せるもの各1個づつ計3個



口部幅1寸3分

長さ1寸

厚さ2分



(乙形) ⑦の地点の上層より1個だけ発見

緒通し4個付き口部底部欠

(同様のもの本郡響村切石

内部に青銅器を藏せし

出土し現存すと

吉田吉助氏の談なり)



遺跡地は慈覚大師の開創と伝わる高岩山の中腹にありて旧本坊の東北隅に聳立せる三角形の山山  
にあり

出土品目録(原文縦書き)

高さ

胸周

口径

底径

(甲) 第1号。 1尺1寸7分 3尺5寸7分 7寸5分 4寸5分 小破

第2号。	1尺2寸9分	3尺8寸	7寸5分	4寸7分	殆ど完全
第3号	1尺3寸	3尺4寸9分	7寸	4寸4分	口部欠損
第4号	(寸法各号に類似)	大破			
第5号	1尺2寸7分	3尺7寸	8寸	4寸	完全八分通 雨水を満たす
第6号	1尺3寸6分	3尺6寸	(6寸6分	4寸5分	完全内部空 (6寸8分

厚さ3分くらい内部より掌大の円形の石を当て形を造りし

ものの如し硬質にして第1号の如きは陶器の如き光沢あり

内部よりは遺物を発見せず

(乙) 第7号。上部5、6寸欠損 下部欠損2寸 3寸1分 欠損

口辺厚さ2分 底部厚さ3分5厘 緒通し4個内2個完全

(丙) 第8号。第9号。破損品各第10号に類似す

第10号。3寸4分 (口部1寸3分 8寸6分 中央より両分せしも

(全長1寸 厚形略完全

⑧は②。⑨は⑤。⑩は⑥の口部を覆蓋す

①。③。④は平たき石を蓋とせり (金山沢産の石なり)

以上10点荷上場村会議事堂に保管中なり

村にては専門家の調査以外には素に発掘せしめぬ

方針なり

(二つ井駅より当村迄自動車の便あり)

(遺跡地まで当村より20町位徒歩便なり)

遺跡地平面図 (50分ノ1) (原文縦書き)

(第3図として別掲)

地形見取図 (原文縦書き)

(第4図として別掲)

1. 遺跡、遺物に関して御高見の片鱗なりとも至急御教示

下されば誠に有難く存じ候

1. 高岩山は秋田の妙義山とも称すべき美山にして密乗寺の

遺物たる古仏像を安置せり同寺の史跡等に付けて

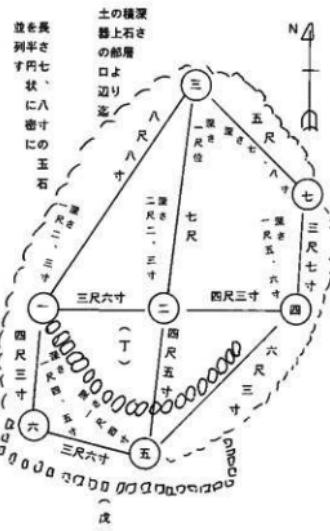
も御教示の程御願い申し上げ候

得廣  
る富  
程土  
には  
て草  
原木  
さの  
五根  
すと  
内共  
外に  
な引  
り制  
ぎ

(戊)

力き少四  
形花し  
に埋く五  
並織間寸  
列状隔位  
すにその  
置玉  
石  
を

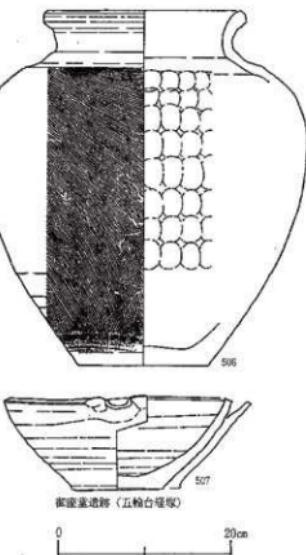
埋没状



第3図 遺跡平面図（『発掘報告』の図を淨書し転載）

運動平面圖（五十分の一）

第4図 地形見取り図 (『発掘報告』の図を清書し転載)



### 第5図 経験実測図（転載）

1. 御調査に御専来の際には当村区長伊藤鉄治氏、当  
村の研究家吉田吉助氏並びに下名へ御予報下されば  
御案内申し上げ可く候  
秋田県山本郡荷上場村  
曹洞宗高岩山梅林寺 小住 江川貞良

『二ツ井町史稿NO.18 高岩山・七座山とその周辺』では、「須恵器・土師器の土器7個と経壺2個、四耳つぼ、片口浅鉢4個であった。現在残っているのは、須恵器2個と四耳つぼ・片口浅鉢4個である。その須恵器経壺1個が県指定有形文化財となっている。』(同書12頁)と記載されている。

この記述は『秋田県の文化財』400頁にある図版解説の「記録によると、5m×3mほどの範囲から7個の須恵器、土師器が出土したという。現在残っているのは須恵器壺2個、須恵器四耳壺、片口浅鉢の4個である。」とも微妙に異なるが、現在残っているとする器種と数量は一致している。

この『秋田県山本郡荷上場村高岩山中（字）五輪臺（俗称）御座堂高地遺蹟発見報告（以下、発見報告と記す）』により、五輪台経塚の規模、経壺・四耳壺・片口浅鉢の埋設状態について知ることでき、経塚からは甲形と分類する壺が6個体（第1号～第6号）、乙形と分類する四耳壺1個体（第7号）、丙形と分類する片口浅鉢3個体（第8号～第10号）が発見されたと記述している。

第1号壺・第3号壺・第4号壺には平らな石が蓋として使われ、第2号壺・第5号壺・第6号壺には片口浅鉢が蓋として使われており、壺と片口浅鉢の組み合わせについても、第2号壺には第8号片口浅鉢が、第5号壺には第9号片口浅鉢が、第6号壺には第10号片口浅鉢が覆ると記述している。  
それでは有形文化財に指定された「経壺（片口ふたつき）」は、どれに対比できるのであろうか。

『発見報告』の「出土品目録」に（甲）と記録された壺の法量は尺寸で記載されているが、これを1尺=30.3cmのメートル法換算（小数点以下3位で四捨五入）すると、以下のようになる。

	高さ	胴周	口径	底径
第1号	35.45cm	108.17cm	22.73cm	13.64cm
第2号	39.09cm	115.14cm	22.73cm	14.24cm
第3号	39.39cm	105.75cm	21.21cm	13.33cm
第4号	(寸法各号に類似)大破			
第5号	38.48cm	112.11cm	24.24cm	12.12cm
第6号	41.21cm	109.08cm	20.00cm・20.60cm	13.64cm

また、片口鉢は個々の計測値が記録されていないが、中央より二分されているがほぼ完全な形である第10号の高さが3寸4分=10.32cm、口径が8寸6分=26.06cmとされている。また、「出土品祝部土器略図」に図示された片口鉢に寸法が記されており、それによれば口径は8寸6分5厘=26.21cm、高さが4寸5分（13.64cm）と4寸4分（13.33cm）である。

県有形文化財に指定された「経壺（片口ふたつき）」の法量は、実測図を作成した吉岡康暢氏の計

測では、甕は、高さ41.2cm、胴径37.6cm、口径22.2cm、底径14.8cmである。片口鉢は高さ10.2cm、口径24.8cm、底径10.2cmである。

このことから、県有形文化財に指定された「経甕（片口ふたつき）」は、器形の特徴と法量を『発見報告』の記述と対比すると、甕は高さがほぼ一致する第6号に相当すると判断できる。

しかし、片口鉢については、口径と高さの寸法が県指定された片口鉢のそれより大きいことから、ただちに第6号甕の口縁を覆っていた第10号であるとは肯定できない。

また、平成元（1989）年3月に刊行した『秋田県の文化財』の図版解説にある「片口浅鉢を蓋として使用していた甕の出土状態は、玉石を敷いた上に平らな石を置き、その上に甕を埋設、その周囲を平らな石で囲み、蓋の上にも2個の石を置き、さらにその上に玉石で覆う」という記述は、この『発見報告』に図示された片口鉢を蓋として使用する甕の埋没状況を説明する断面図から作文されたものと推察されるが、『発見報告』の断面図は、本遺跡における甕と片口鉢の出土状況を図示したものであり、特定の甕と片口鉢、後年県指定される「経甕（片口ふたつき）」の出土状況を直接図示したものではないのではないかと思われる。

筆者の一人、栗澤は昭和60（1985）年以来、秋田県内出土の須恵器系中世陶器の集成を続けており、当該陶器「経甕（片口ふたつき）」は、吉岡康暢氏の著書『中世須恵器の研究』〔平成6（1994）年〕に実測図が掲載されており、栗澤も当研究紀要13号〔平成10（1998）年〕に転載（第5図参照）している。栗澤は「掲載資料の出土状態は、片口鉢（第34図507、図版6-26）で蓋された甕（第34図506、図版6-25）が埋置されていたようである。」と直接的な伴出関係にあったと見ていたが、『発見報告』により伴出関係を再検討する可能性もでてきた。現在残っているのは、須恵器甕2個、須恵器四耳壺、片口浅鉢の4個とされるが、今回の『発見報告』に接して、県指定品以外の五輪台経塚出土の須恵器系中世陶器の所在確認と観察図化による資料化、『発見報告』と対比させた詳細検討を早急に図る必要性を痛感する。

今後、県指定された考古資料を遺跡出土品として扱うためには、個々の出土状況を明確にする資料の掘り起こし、再調査することが是非とも必要である。

県指定される際に説明資料として使われた可能性が高く、また、平成元（1989）年の『秋田県の文化財』でも参考資料として使用された可能性がある『秋田県山本郡荷上場村高岩山中（字）五輪臺（俗称）御座堂高地遺蹟発見報告』が県教育庁生涯学習課文化財保護室の文化財指定資料綴りに残されていなかったことはなぜなのか疑問もあるが、このような基礎的な「報告」や指定関連文書を資料化し公表することも埋蔵文化財保護の重要な仕事であることから、県埋蔵文化財センターの専門職員も業務の一つとするべき事項であろう。

遺跡発見から76年、県指定から39年、そして『二ツ井町史稿No.18 高岩山・七座山とその周辺』の刊行から12年経過して、不完全ながら初めて考古資料としての出土品とその出土状況が考古学研究の資料として一つにまとめられることになったが、この小文をまとめ研究紀要に載せるよう勧めてくれたのは、企画展『発掘「秋田の中世」』を担当した小林克資料管理活用班長である。記して謝意を表したい。また、長年、秋田県の中世陶磁の集成図作成を続けていた同僚の栗澤光男から資料提供と教示を、当センター調査・研究員として中世遺跡の発掘調査と整理作業に従事している深沢恵里子には挿図図版の作成を担当していただいたので共著とした。



---

秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第25号

発行年月 平成23年3月

発行機関 秋田県埋蔵文化財センター

〒014-0802

秋田県大仙市払田字牛嶋20番地

電話 (0187) 69-3331

FAX (0187) 69-3330

URL <http://www.pref.akita.jp/gakusyu/>

maibun\_hp/index2.htm

E-mail maibun@pref.akita.lg.jp

---

印 刷 株式会社仙北印刷所



